

千曲市 子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月

長野県 千曲市

はじめに

全国的な少子化の急速な進展や、家庭及び地域を取り巻く環境の変化を受けて、平成2年頃から子どもを産み育てやすい環境づくりに向け、各地で少子化対策が進められてきました。

少子化は当市においても深刻であり、市では平成 17 年に次世代育成支援対策推進法にもとづく「千曲市次世代育成支援行動計画」を策定するとともに、平成 22 年には「千曲市次世代育成支援行動計画(後期計画)」を策定し、「のびのび育つ・みんなで育つ」を基本理念のもと、次世代を担う子どもたちが健やかに生まれ、かつ育成される社会の実現を図るため、安心して子どもを産み育てることのできるまちづくりを推進してきましたが、依然として歯止めがかからない状況であります。

このたび、平成 27 年4月より開始される「子ども・子育て支援新制度」は、すべての「子育て家庭」を対象に、子育てしやすい環境の創設を国をあげて取り組もうとするものです。

このため市では、昨年2月に子ども・子育て支援に関するアンケート調査を実施し、ニーズを反映するとともに、千曲市の特性を生かした「千曲市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

人口減少が進む中で、子育ては最も重要な課題でありますので、この計画を基本に積極的に取り組んでまいりたいと考えています。

終わりに、この計画の策定にあたり、貴重なご意見やご指導をいただいた「千曲市子ども・子育て会議」の皆様をはじめ、ご協力いただいた市民の皆様に心からお礼申し上げます。

平成 27 年3月

千曲市長 岡田 昭雄

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画策定の趣旨	2
3 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要	3
(1) 子ども・子育て支援給付(3つの給付)	3
(2) 保育の必要性の認定区分	3
(3) 地域子ども・子育て支援事業	4
(4) 対象となる子ども	4
4 計画の位置づけ	6
(1) 根拠となる法令、関連計画との関係	6
(2) 「千曲市次世代育成支援行動計画 後期計画」との関係	7
5 計画の期間	8
6 計画の策定体制	8
(1) 千曲市子ども・子育て会議の設置	8
(2) 就学前児童及び小学生の保護者アンケートの実施	9
第2章 千曲市の子ども・子育てを取り巻く環境	10
1 人口・世帯・人口動態・子どもの人数等	10
(1) 総人口・年齢構成	10
(2) 世帯の状況	12
(3) 自然動態・社会動態	13
(4) 出生の状況	14
(5) 婚姻・離婚の状況	15
(6) 就労の状況	16
(7) 子どもの人数	17
2 教育・保育施設の状況	18
3 地域子ども・子育て支援事業の状況	20
4 ニーズ調査の結果概要	24
(1) 保護者の就労状況	24
(2) 教育・保育事業の利用	26
(3) 子どもが病気やケガのときの対応	28

(4) 不定期の教育・保育事業の利用	30
(5) 小学校就学後の放課後の過ごし方	32
(6) 子育ての不安、地域の子育て環境	33
5 千曲市の子ども・子育て支援の課題	35
第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方	37
1 基本方針	37
2 基本理念	38
第4章 教育・保育提供区域の設定	39
1 教育・保育提供区域の定義	39
2 教育・保育提供区域の設定	40
第5章 幼児期の教育・保育の充実	42
1 「量の見込み」と「確保の内容」について	42
2 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の方策	44
1号認定(3-5歳・教育のみ)	44
2号認定(3-5歳・保育必要)	45
3号認定(0歳・保育必要)	46
3号認定(1-2歳・保育必要)	47
3 教育・保育の一体的提供推進(認定こども園について)	48
4 幼児期の教育・保育に関するその他の施策	49
第6章 地域子ども・子育て支援事業	50
1 地域子ども・子育て支援事業の提供	50
① 利用者支援事業	50
② 地域子育て支援拠点事業	51
③ 妊婦健康診査	52
④ 乳児家庭全戸訪問事業	53
⑤ 養育支援訪問事業	54
⑥ 子育て短期支援事業	55
⑦ ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業):就学児対象	56
⑧ 一時預かり事業	57
⑨ 延長保育事業	59
⑩ 病児保育事業	60

⑪ 放課後児童健全育成事業	61
⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	67
⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	67
2 産休後及び育休後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保	68
3 専門的支援に関して都道府県が行う施策との連携	68
4 職業生活と家庭生活との両立支援に向けた雇用環境の整備	68
第7章 次世代育成支援関連施策	69
地域が育つ	69
1 地域における子育ての支援	69
2 子育てを支援する生活環境の整備	73
家庭が育つ	74
1 母親と子どもの健康の確保と増進	74
2 職業生活と家庭生活との両立	76
子どもが育つ	78
1 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備	78
2 子ども等の安全の確保	81
3 きめ細かな取り組みの推進	82
第8章 計画の推進体制	85
1 関係機関等との連携	85
2 計画の達成状況の点検・評価	86
資料編	87
千曲市子ども・子育て会議条例	87
千曲市子ども子育て会議 委員名簿	89
用語解説	90

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

これまでの国の施策と続く少子化傾向

平成2年の「1.57 ショック※」を機に国の少子化対策が本格化し、平成6年「エンゼルプラン（今後の子育て支援施策の基本的方向）」発表、平成11年「新エンゼルプラン（重点的に推進すべき少子化対策）」策定と、対策が推進されました。平成15年には「少子化社会対策基本法」と「次世代育成支援対策推進法」が制定され、子どもたちの育成を社会全体で支援する新たな取り組みが示されました。

平成19年には働き方の見直しによる仕事と生活の調和を目指す「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」が公表され、平成22年には「子ども・子育てビジョン」が閣議決定されています。

しかし、平成17年には合計特殊出生率が1.26となり、平成18年以降は横ばいもしくは微増、平成25年も1.43と依然として低い水準にとどまり、長期的な少子化傾向が続いています。

※1人の女性が生涯に生む子どもの数をあらわす「合計特殊出生率」が、それまでの最低記録の昭和41年を下回る数値（当時）となったこと。

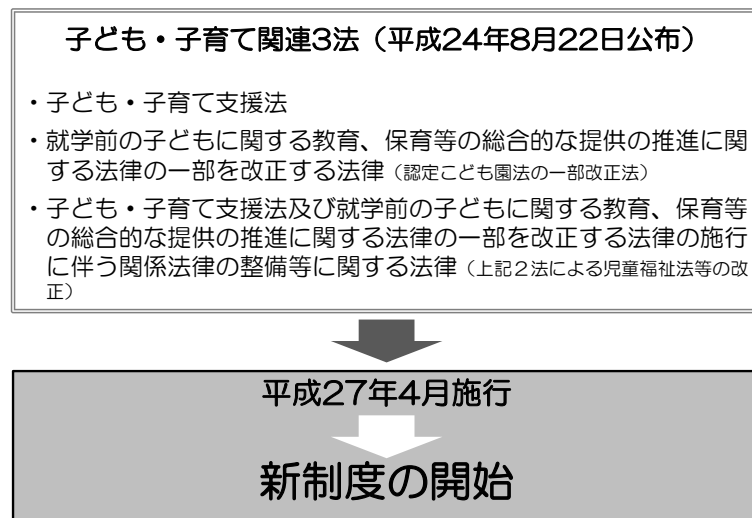
千曲市における背景

少子化は千曲市においても深刻です。千曲市の総人口は、平成15年の64,480人が平成26年には61,193人となり、この間に約3千人減少していますが、同期間の0歳～11歳の人口は7,459人から6,017人へと約1,500人減少しており、減少分のほぼ半数を子どもが占めていることになります。

千曲市では、平成22年3月に策定した「千曲市次世代育成支援行動計画 後期計画」によりすべての子どもと子育て家庭を対象とした子育て支援に取り組んできましたが、少子化については依然として歯止めがかからないことから、これまでの施策を継続するとともに、平成27年度からの「子ども・子育て支援新制度」に基づく幼児期の教育・保育の質や量の充実、家庭・学校・地域・職場など社会のあらゆる構成員の協働による子育て支援の一層の推進が必要です。

2 計画策定の趣旨

平成 24 年 8 月、待機児童の解消や幼児教育・保育の充実を主な目的として、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連 3 法」が制定されました。この関連 3 法に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年度から施行されることとなりました。



本計画「千曲市子ども・子育て支援事業計画」は、この「子ども・子育て関連 3 法」を受け策定します。

後述のとおり、千曲市においては、高齢化・核家族化の進行により親族等の支援に代わり地域全体で子育て家庭を支える必要性は今後増すと思われ、少子化によって失われがちな異年齢のふれあいの中で育つ機会を子どもたちに取り戻すことも重要です。また、女性が活躍できる社会環境の整備や、保育が必要となる子どもの教育ニーズの高まりなど、これまで以上にきめ細かい対応も求められるところです。

本計画は、従来の施策をより加速させるとともに、教育・保育施設の整備、妊娠・出産期から学童期以上までの切れ目ない子育て支援、家庭環境等の事情に関わらず質の高い教育・保育を受けられる環境づくりなどのさまざまな取り組みを通じて、千曲市で子どもを産み育てる喜びを享受し、すべての子どもが健やかに成長できる千曲市を実現させるべく策定するものです。

3 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要

平成 27 年度から始まる制度において、市町村は「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」を実施することになります。

(1) 子ども・子育て支援給付（3つの給付）

種類	対象事業
(ア)施設型給付※	幼稚園、保育所、認定こども園
(イ)地域型保育給付※	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
(ウ)児童手当	(従来どおり)

※(ア)施設型給付、(イ)地域型保育給付は、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づく保育の必要性を認定(認定区分)した上で給付。(子ども・子育て支援法 19 条)

(2) 保育の必要性の認定区分

新制度では、保護者の就労状況等により教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられ、市町村が認定を行います。この認定区分に応じて、教育・保育施設等（幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育）の利用先が決まっています。

区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	3～5歳	なし(学校教育)	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳	あり(保育認定)	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳	あり(保育認定)	保育所、認定こども園、地域型保育

(子ども・子育て支援法 19 条)

(3) 地域子ども・子育て支援事業

市町村は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、以下の事業を実施することとされています。

	事業名
①	利用者支援事業【新規事業】
②	地域子育て支援拠点事業
③	妊婦健康診査
④	乳児家庭全戸訪問事業
⑤	養育支援訪問事業
⑥	子育て短期支援事業
⑦	ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)
⑧	一時預かり事業
⑨	延長保育事業
⑩	病児保育事業
⑪	放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)
⑫	実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規事業】
⑬	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規事業】

【新規事業】=新制度による新規の事業 (子ども・子育て支援法第59条)

(4) 対象となる子ども

0歳	1～5歳	6～11歳	12～17歳
乳児期	幼児期	小学生	中学生以上
幼児期の学校教育・保育			
地域子ども・子育て支援事業 (右記・下記以外)		地域子ども・子育て支援事業 「放課後児童クラブ(放課後児童 健全育成事業)」	
地域子ども・子育て支援事業「利用者支援事業」「養育支援訪問事業」			
子ども・子育て支援法における「子ども」とは、 十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者(第6条)			

(参考)子ども・子育て支援法の趣旨

子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の着実な実施を柱として、次のことを目指す。

◎乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とする情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境を、社会全体の責任で整備すること。

◎保護者が子育ての責任を果たし、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じる事が可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添いながら、親としての成長を支援すること。

(内閣府「基本指針」の要約)

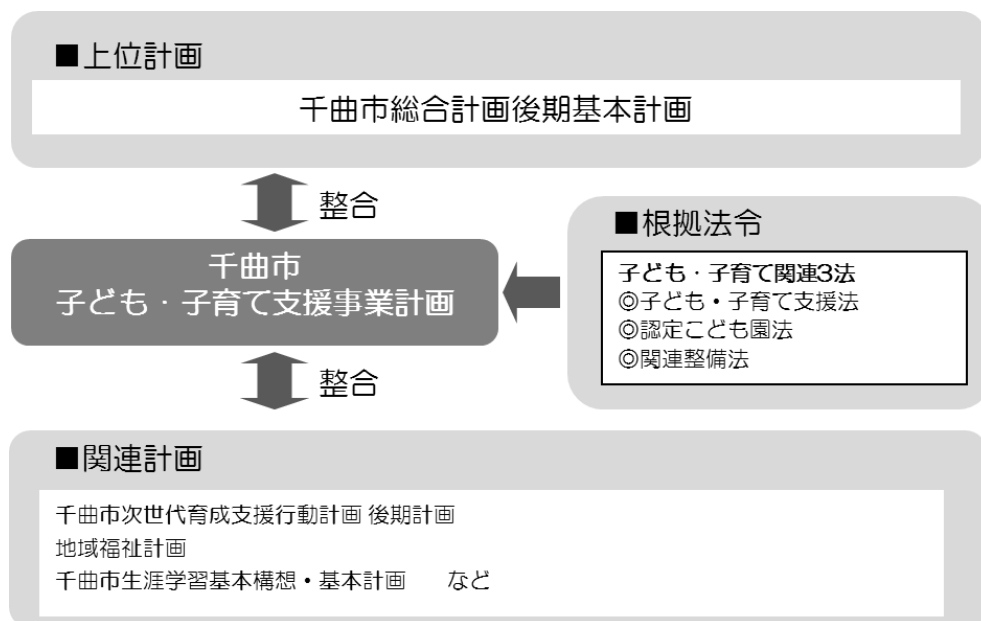
4 計画の位置づけ

(1) 根拠となる法令、関連計画との関係

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当するものであり、千曲市の子どもと子育て家庭を対象として、市が今後進めていく施策の方向性・目標等を定めたものです。

また、社会全体で子ども、子育て、親の育ちを支援していくため、新たな仕組みを構築し、「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」「質の高い教育・保育の総合的な提供」を目指すものです。

策定にあたっては、子ども・子育て支援法をはじめ、関連の深い「千曲市次世代育成支援行動計画 後期計画」における取り組みを踏まえ、同時に上位計画となる「千曲市総合計画後期基本計画」の子どもと子育て家庭に関わる施策や関連施策と整合性を持ったものとしています。



(参考)子ども・子育て支援法第61条

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

（２）「千曲市次世代育成支援行動計画 後期計画」との関係

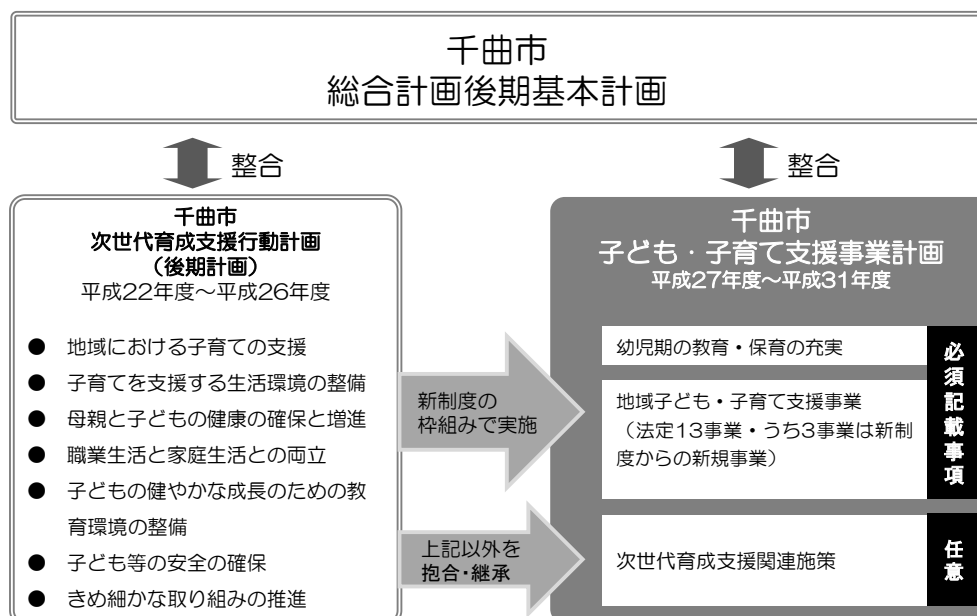
次世代育成支援対策推進法は、平成 17 年度から 26 年度までの 10 年間の時限法として成立しました。しかしその後も合計特殊出生率は長期的な減少傾向が続いており、女性が活躍できる社会環境、仕事と子育ての両立のための環境整備などの一層の推進が必要となっています。

こうした状況から、次世代育成支援対策推進法を延長・強化するため、法律の有効期限を平成 36 年度末まで 10 年間延長することや、事業主の特例認定制度の創設などを盛り込んだ次世代育成支援対策推進法の一部改正が行われました。

また、改正推進法と同時に、母子寡婦法（母子及び寡婦福祉法、後に母子及び父子並びに寡婦福祉法）、児童扶養手当法の一部改正が行われ、母子家庭及び父子家庭に対する支援施策の充実を図ることになりました（平成 26 年 4 月公布）。

今回の子ども・子育て支援法により、都道府県及び市町村において子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられたことに伴い、平成 26 年度末で計画期間が完了する次世代育成支援行動計画は、法定計画（策定が義務）から各自治体の努力規定（策定は任意）に変更されています。

千曲市においては、「千曲市次世代育成支援行動計画 後期計画」は当初の予定どおり平成 26 年度をもって終了とし、当該計画にて定められた事業・施策は本計画にて抱合・継承していくこととします。



5 計画の期間

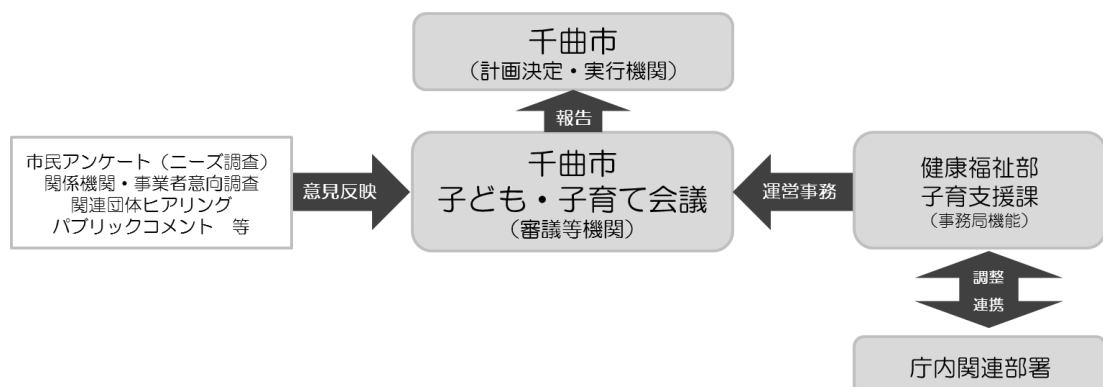
本計画の計画期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの5年間とします。計画最終年度には、それまでの成果と課題などを踏まえた見直しを行った上で、新たに次期5年間の計画を策定します。



6 計画の策定体制

(1) 千曲市子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第 77 条に定められている「千曲市子ども・子育て会議」を平成 26 年3月1日に設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。



(2) 就学前児童及び小学生の保護者アンケートの実施

本計画の策定にあたり、以下の2点を把握するため、アンケート調査を実施しました。

- 1 就学前児童及び小学生の保護者の子育てに関する意識・意見を把握する
- 2 子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育及び
地域子ども・子育て支援事業の需要量を推計する基礎データを得る

○調査名： 千曲市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

○調査対象： 1. 就学前児童が属する世帯：2,249 世帯
2. 小学生児童（1～3年生）が属する世帯：1,557 世帯

○調査期間： 平成 26 年 2 月 10 日（月）～2月 24 日（月）

○調査方法： 未就学児童が属する世帯：郵送法（郵送配布・回収）
及び保育所・幼稚園を通じての配布・回収
小学生児童が属する世帯：学校を通じての配布・回収

○配布・回収状況

区 分	就学前児童	小学生児童 (1 年生～3 年生)
配付数	2,249	1,557
回収数	1,372	1,144
回収率	61.0%	73.5%

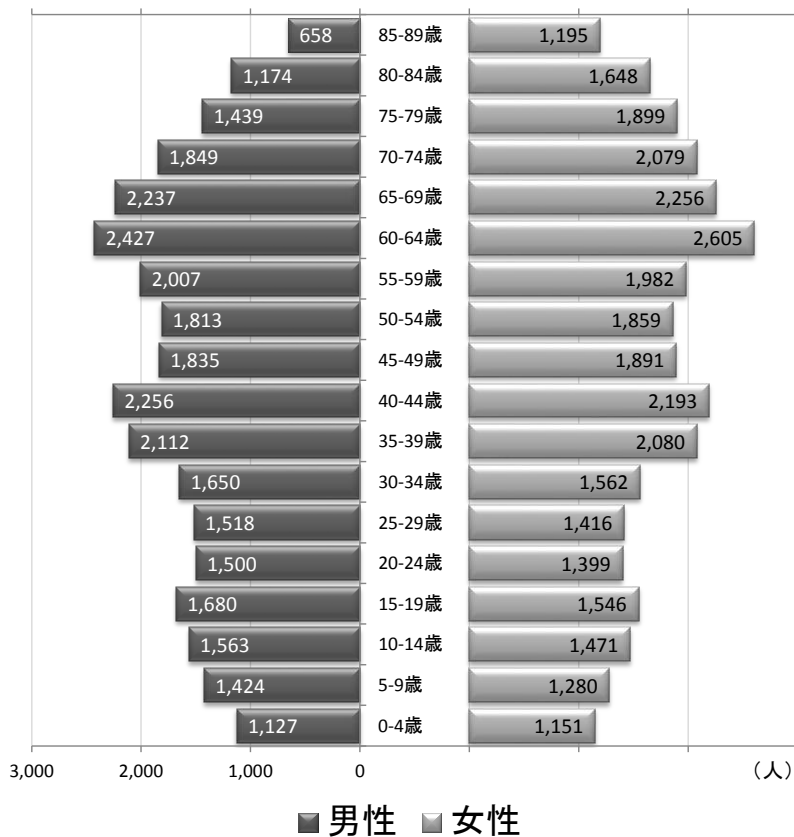
第2章 千曲市の子ども・子育てを取り巻く環境

1 人口・世帯・人口動態・子どもの人数等

(1) 総人口・年齢構成

平成25年の総人口は62,827人（男性30,502人、女性32,325人）となっています。年齢構成では第1次ベビーブーム世代を含む60代前半が多く、そのジュニア世代にあたる30代後半～40代前半も多くなっています。未成年者は年齢層が下がるに従い少なくなっています。

◆ 千曲市の人口ピラミッド

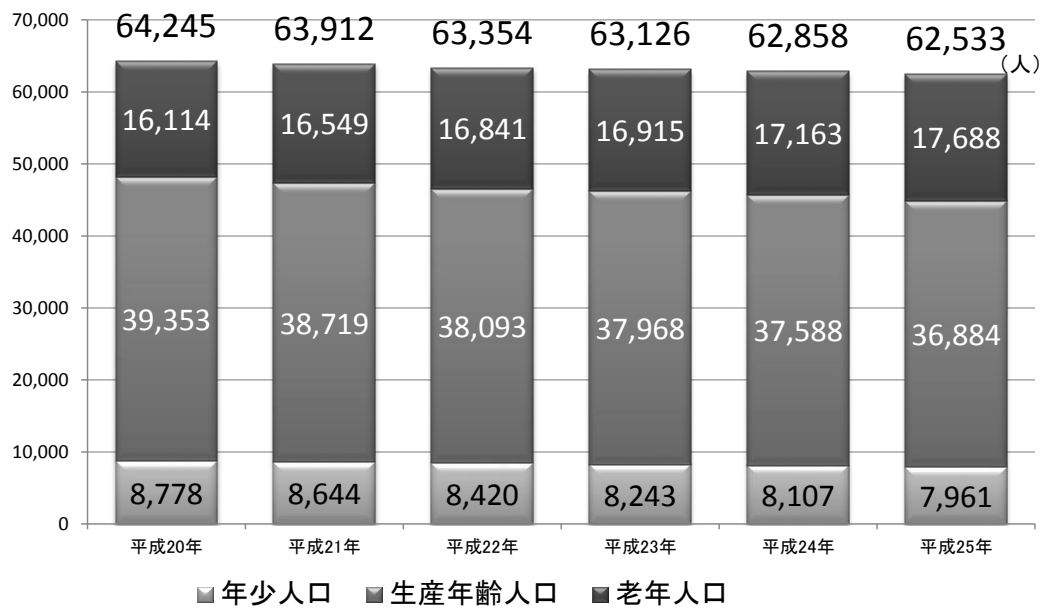


(住民基本台帳 平成25年4月1日)

総人口は平成20年～25年の間で減少しています。

年齢3区分別にみると、平成20年から平成25年にかけて、生産年齢人口（15～64歳）では2,469人の減少、年少人口（0～14歳）では817人の減少であるのに対し、老年人口（65歳以上）では1,574人の増加となっており、高齢化が進行していることがわかります。

◆ 総人口の推移（年齢3区分別）

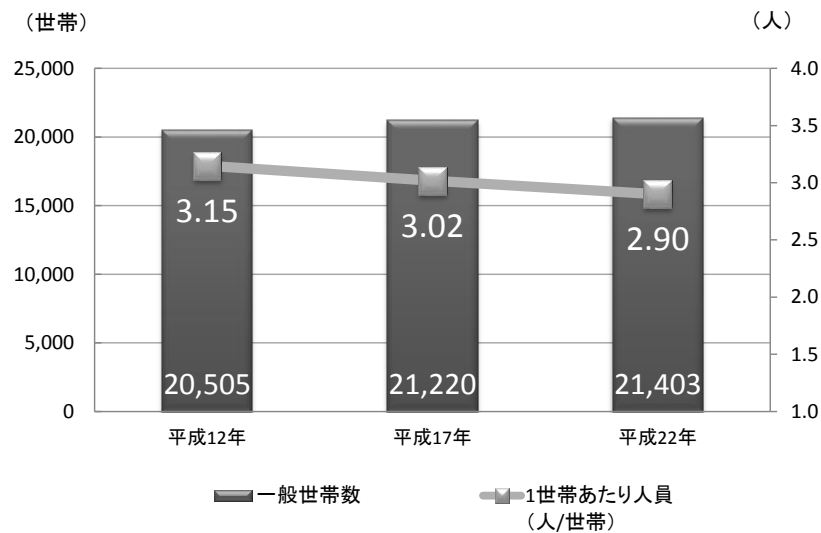


（住民基本台帳 各年4月1日現在）

(2) 世帯の状況

平成12～22年で、一般世帯数は増加していますが、1世帯あたりの人員は減少となっています。核家族化が進行していることがわかります。

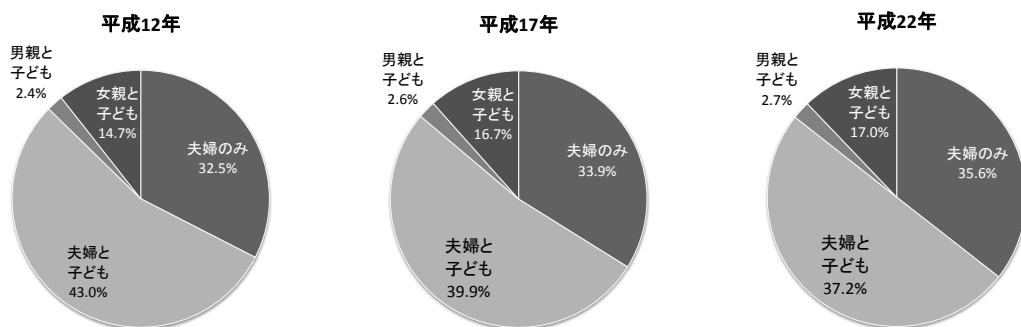
◆ 世帯数及び1世帯あたり人員の推移



(国勢調査)

核家族世帯の家族構成の推移では、平成12年から22年で「夫婦のみ」が3.1ポイント、「女親と子ども」が2.3ポイント増加しています。子どものいない夫婦やひとり親（母子）家庭が増えていることがわかります。

◆ 核家族世帯の構成の推移

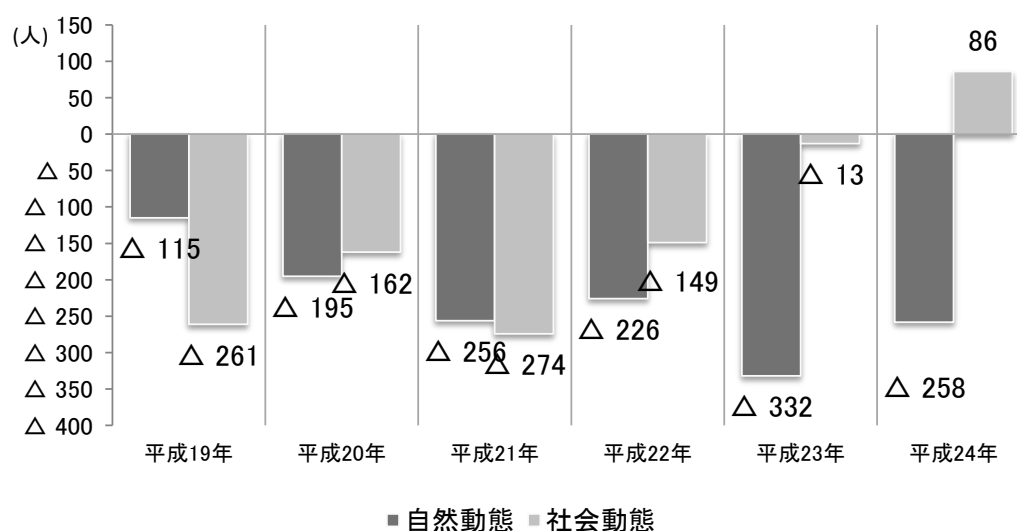


(国勢調査)

(3) 自然動態・社会動態

社会動態（転入－転出）は、平成 21 年以降増加し、平成 24 年はプラスに転じています。自然動態（出生－死亡）は、平成 19 年以降継続的にマイナスで推移しており、人口減少の要因ともなっています。

◆ 自然動態・社会動態の推移

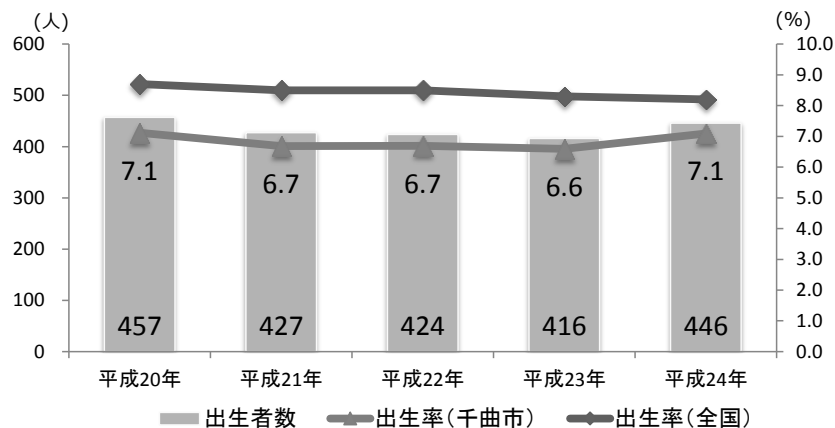


(資料: 毎月人口異動報告より)

(4) 出生の状況

出生者数、出生率（人口千人あたりの出生者数）とも、ほぼ横ばいの状態で推移しています。出生率は全国平均を下回っています。

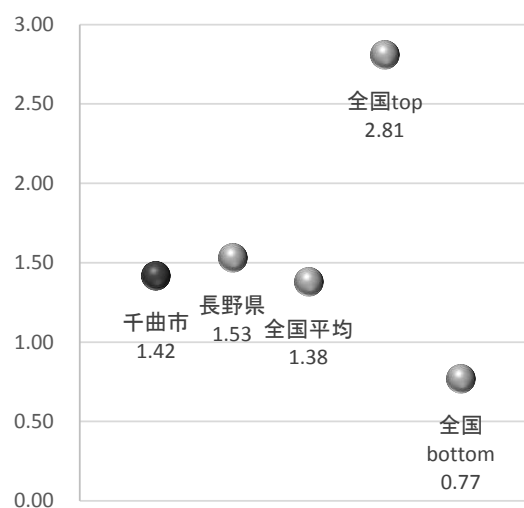
◆ 出生者数・出生率



(資料: 県衛生年報より)

1人の女性が生涯に生む子どもの数を示す「合計特殊出生率」は全国平均を上回っていますが、人口を維持するために必要とされる2.07には達していません。

◆ 合計特殊出生率

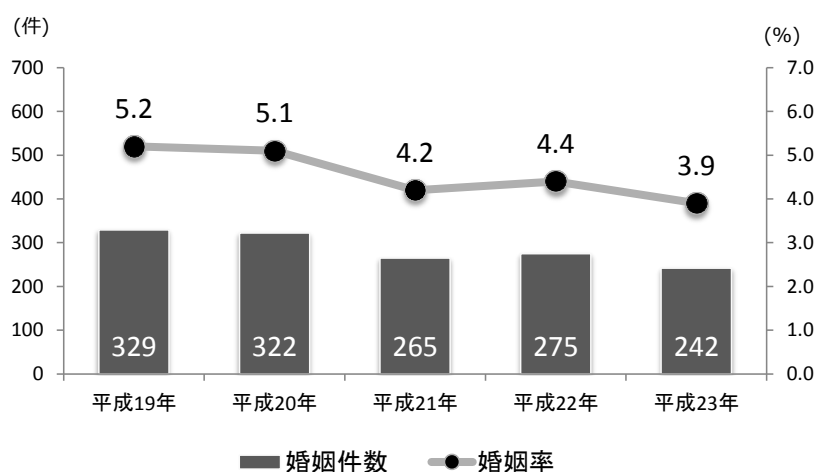


(参考: 厚生労働統計一覧人口動態統計特殊報告、及び demography.blog.fc2.com/ 平成 20~24 年集計 より)

(5) 婚姻・離婚の状況

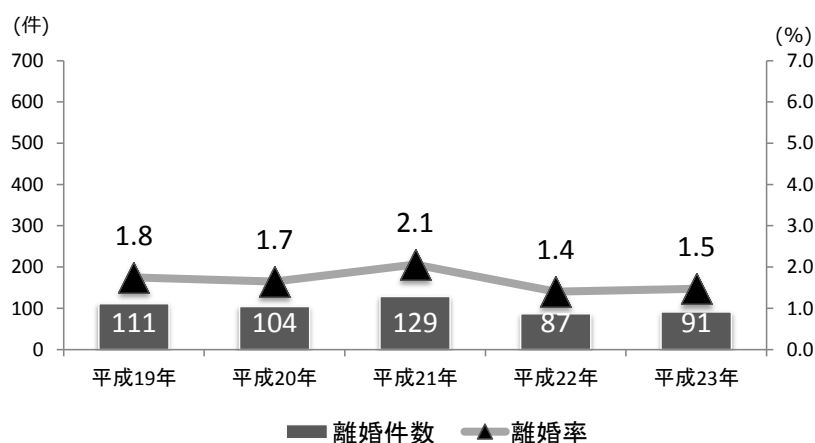
婚姻件数と婚姻率(人口千人あたりの婚姻件数)は近年下降の傾向がみられます。一方、離婚件数と離婚率(人口千人あたりの離婚件数)は年度により多少の増減がありますがほぼ横ばいで推移しています。

◆ 婚姻件数及び婚姻率の推移



(資料: 県衛生年報より)

◆ 離婚件数及び離婚率の推移

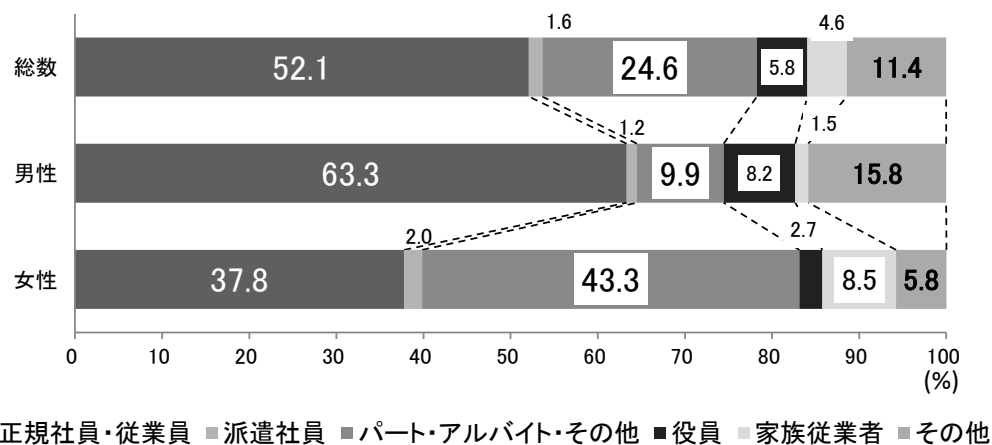


(資料: 県衛生年報より)

(6) 就労の状況

就労状況をみると、男性は「正規社員・従業員」、女性は男性に比べ「パート・アルバイト・その他」の割合が高くなっています。

◆ 従業上の地位別従業者数の割合

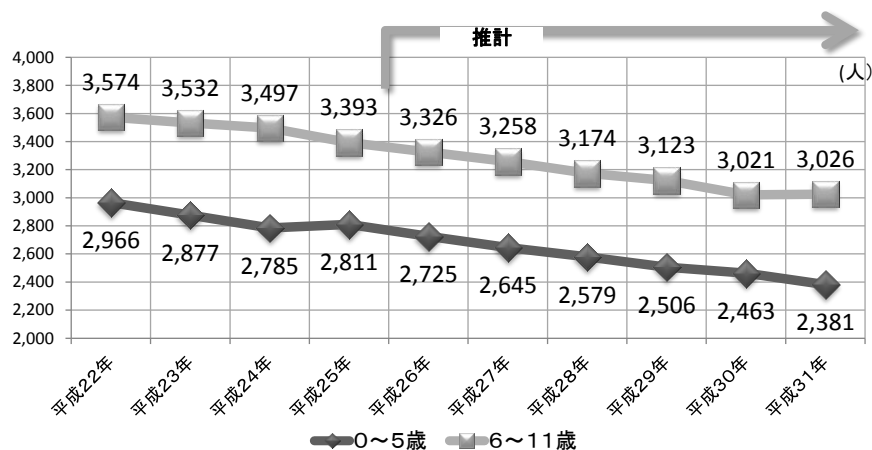


(平成 22 年国勢調査)

(7) 子どもの人数

将来の児童人口について、平成 26～31 年度の児童数を、平成 22～25 年度の 1 歳年齢ごと男女別人口を基にコーホート変化率法にて推計しました。本計画の年度中（平成 27～31 年度）にかけて、0～5 歳（未就学児）及び 6～11 歳（小学生）ともに減少していくと予想されます。

	実績				推 計					
	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
0歳	439	426	396	428	400	387	373	364	356	350
1歳	471	460	434	414	443	414	401	387	378	370
2歳	527	464	465	459	422	451	422	409	395	386
3歳	461	520	491	470	468	431	461	431	418	404
4歳	536	469	525	507	480	478	440	471	440	427
5歳	532	538	474	533	512	484	482	444	476	444
0～5歳計	2,966	2,877	2,785	2,811	2,725	2,645	2,579	2,506	2,463	2,381
6歳	573	536	554	479	541	520	491	489	451	484
7歳	589	584	540	557	484	546	525	496	494	456
8歳	620	593	586	550	563	489	551	530	501	499
9歳	600	618	594	585	550	563	489	551	530	501
10歳	602	598	622	600	587	552	565	491	553	532
11歳	590	603	601	622	601	588	553	566	492	554
6～11歳計	3,574	3,532	3,497	3,393	3,326	3,258	3,174	3,123	3,021	3,026
0～11歳計	6,540	6,409	6,282	6,204	6,051	5,903	5,753	5,629	5,484	5,407



（実績値は各年度 10 月 1 日）

2 教育・保育施設の状況

市内の幼稚園はすべて私立で、2施設があります。幼稚園の利用者数は年度による増減があるものの、平成21年度以降ほぼ横ばいとなっています。

◆ 幼稚園の設置状況

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
施設数		2	2	2	2	2
	(私立)	2	2	2	2	2
	(公立)	0	0	0	0	0
定員数		270 人	270 人	270 人	270 人	270 人
	(私立)	270 人	270 人	270 人	270 人	270 人
	(公立)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

◆ 幼稚園の利用状況(入園者数)

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	3 歳	98 人	68 人	100 人	96 人	79 人
	4 歳	89 人	102 人	71 人	103 人	99 人
	5 歳	70 人	90 人	102 人	76 人	105 人
利用状況合計		257 人	260 人	273 人	275 人	283 人

(各年度5月1日現在)

市内の保育所は、市立 12 施設、私立 4 施設の計 16 施設があります。
 施設の定員数は、平成 22 年度～平成 24 年度までは 1,725 人でしたが、平成 25 年度に 1,735 人と変わりました。

◆ 保育所の設置状況

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
施設数		16	16	16	16	16
	(私立)	4	4	4	4	4
	(公立)	12	12	12	12	12
定員数		1,760 人	1,725 人	1,725 人	1,725 人	1,735 人
	(私立)	350 人	365 人	365 人	365 人	375 人
	(公立)	1,410 人	1,360 人	1,360 人	1,360 人	1,360 人

◆ 保育所の利用状況(入所者数)

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	0 歳	10 人	12 人	17 人	13 人	13 人
	1 歳	96 人	96 人	107 人	99 人	120 人
	2 歳	158 人	171 人	166 人	163 人	157 人
	3 歳	393 人	387 人	413 人	375 人	375 人
	4 歳	445 人	405 人	398 人	428 人	380 人
	5 歳	490 人	439 人	411 人	407 人	426 人
利用状況合計		1,592 人	1,510 人	1,512 人	1,485 人	1,471 人

※広域委託を含む

(各年度4月1日現在)

3 地域子ども・子育て支援事業の状況

新制度の「地域子ども・子育て支援事業」の実施事業のうち、以下は、これまでも千曲市で実施されてきた事業です。該当する事業の状況は下記のとおりです。

地域子育て支援拠点事業

現在、2つの地域子育て支援センター活動が行われています。平成24年度の利用者は43,294人（年延べ）、25年度の利用者は40,334人（同）でした。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者数	32,951人	37,505人	39,455人	43,294人	40,334人
実施か所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

（利用者数は年延べ）

妊婦健康診査

妊娠中に医療機関にて平成21年度は基本健診14回、超音波用検査1回、平成22年度より基本健診14回、追加検査5回、超音波検査4回の公費助成が受けられます。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
交付対象者数	435人	421人	449人	423人	391人
利用率 （利用者ベース）	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
利用回数 （年延べ）	5,439回	8,742回	8,976回	8,868回	7,943回
利用率 （回数ベース）	83.3%	90.3%	87.0%	91.2%	88.3%

（年間）

乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月ごろまでに、すべての赤ちゃんとその母親を訪問しています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
訪問数	404 人	389 人	402 人	412 人	369 人
実施率	94.8%	94.9%	95.0%	96.9%	95.0%

(年間)

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

保育所の送迎、託児を行っています。

◆ 会員数・契約件数

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
依頼会員数	203 人	231 人	252 人	265 人	257 人
協力会員数	95 人	98 人	103 人	111 人	105 人
両方会員数	31 人	32 人	35 人	39 人	18 人
契約件数	177 件	189 件	183 件	162 件	223 件

(契約件数は年間)

◆ 小学生の年間利用延べ人数

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
高学年	112 人	55 人	164 人
低学年	410 人	512 人	307 人
合 計	522 人	567 人	471 人

一時預かり事業

一時預かりの実施状況は以下のとおりです。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施か所数	16 か所	16 か所	16 か所	16 か所	16 か所
利用件数	708 人	572 人	674 人	564 人	684 人

(年延べ)

延長保育事業（時間外保育）

延長保育、休日保育を実施しています。夜間保育はありません。幼稚園における預かり保育も実施しており、実施施設数は以下のとおりです。

	延長保育	休日保育	夜間保育	幼稚園 預かり保育
実施か所数	16 か所	2 か所	0 か所	2 か所
(私立)	4 か所	0 か所	0 か所	2 か所
(公立)	12 か所	2 か所	0 か所	0 か所

◆ 長時間保育の利用者数

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数	2,847 人	2,830 人	2,938 人	3,229 人	2,897 人

(年延べ)

◆ 日曜保育の利用者数

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数	10 人	40 人	8 人	7 人	10 人

(年延べ)

● 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

小学校区を基本の単位として市内 9 か所で放課後児童クラブを実施しています。これまでは小学校 1～3 年生までの児童を対象として行っており、平成 25 年度の登録者数は 451 人でした。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
屋代小学校区	50 人	61 人	54 人	42 人	51 人
東小学校区	69 人	63 人	61 人	61 人	56 人
埴生小学校区	68 人	72 人	80 人	84 人	88 人
治田小学校区	57 人	59 人	53 人	50 人	46 人
八幡小学校区	56 人	60 人	51 人	42 人	39 人
戸倉小学校区	67 人	68 人	57 人	54 人	47 人
更級小学校区	44 人	41 人	37 人	21 人	30 人
五加小学校区	65 人	70 人	62 人	48 人	56 人
上山田小学校区	47 人	52 人	53 人	42 人	38 人
合 計	523 人	546 人	508 人	444 人	451 人

（登録者数）

4 ニーズ調査の結果概要

本計画の策定にあたり、保護者の子育てに関する意識・意見や生活実態と、確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」算出の基礎データを得るため、「千曲市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

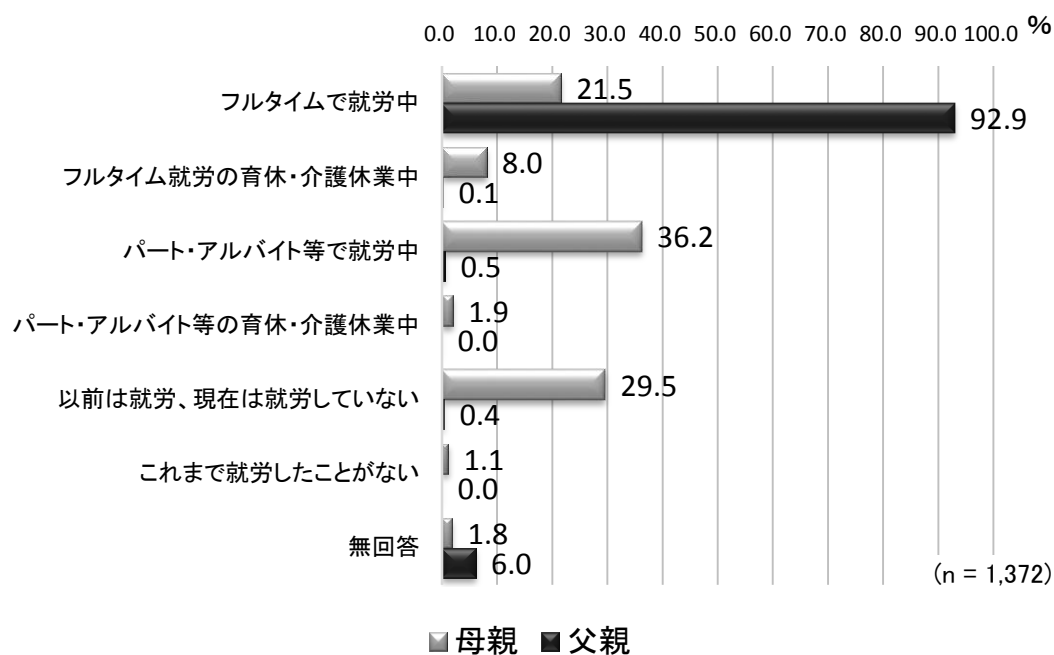
就学前児童の結果概要は以下のとおりです。

(1) 保護者の就労状況

母親の就労状況は、「パート・アルバイト等で就労中」が36.2%で最も多く、「以前は就労、現在は就労していない」が29.5%、「フルタイムで就労中」が21.5%となっています。

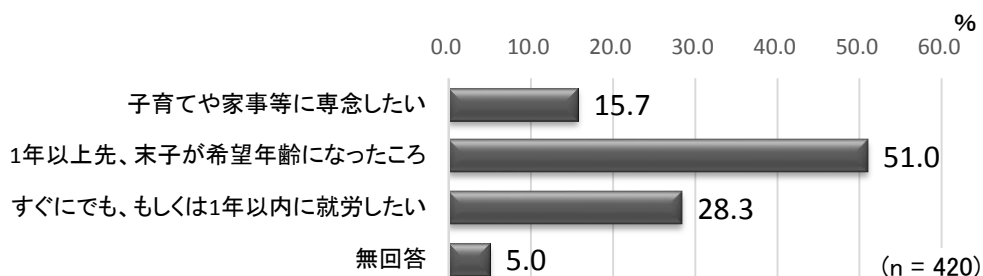
父親の就労状況は、「フルタイムで就労中」が92.9%と多数を占めています。

◆ 保護者の就労状況



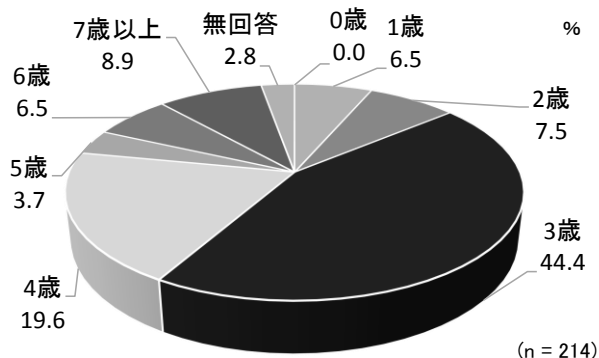
現在就労していない母親の就労希望は、「1年以上先、末子が希望年齢になったころ」が51.0%で最も多く、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が28.3%、「子育てや家事などに専念したい」が15.7%、となっています。

◆ 現在就労していない母親の今後の就労希望



末子が大きくなった頃に就労を希望する母親の、希望時期の末子の年齢は、3歳が44.4%、4歳が19.6%となっています。

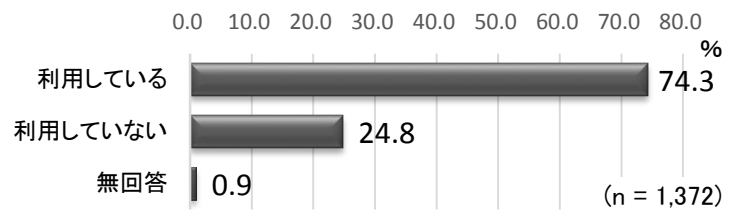
◆ 母親が就労を希望する時期の末子の年齢



(2) 教育・保育事業の利用

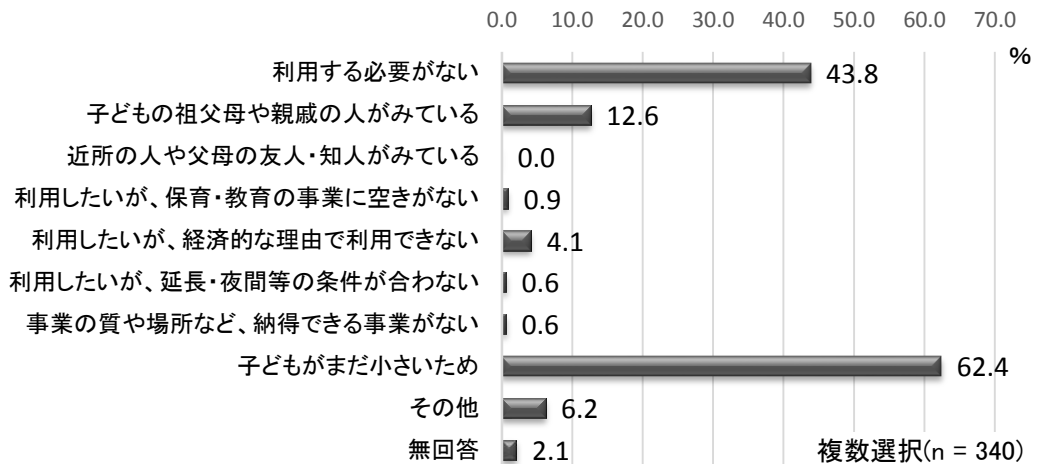
定期的な教育・保育事業の利用状況は、「利用している」が74.3%、「利用していない」が24.8%となっています。

◆ 平日の定期的な教育・保育事業(幼稚園、保育所など)の利用状況



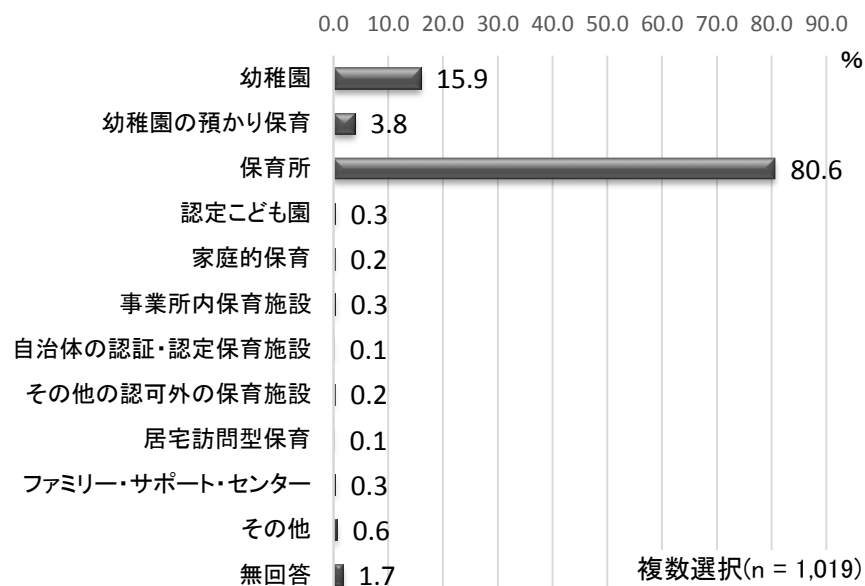
定期的な教育・保育事業を利用していない理由は、「子どもがまだ小さいため」が62.4%で最も多く、「利用する必要がない」が43.8%、「子どもの祖父母や親戚の人がみている」が12.6%となっています。

◆ 平日の定期的な教育・保育事業を利用していない理由



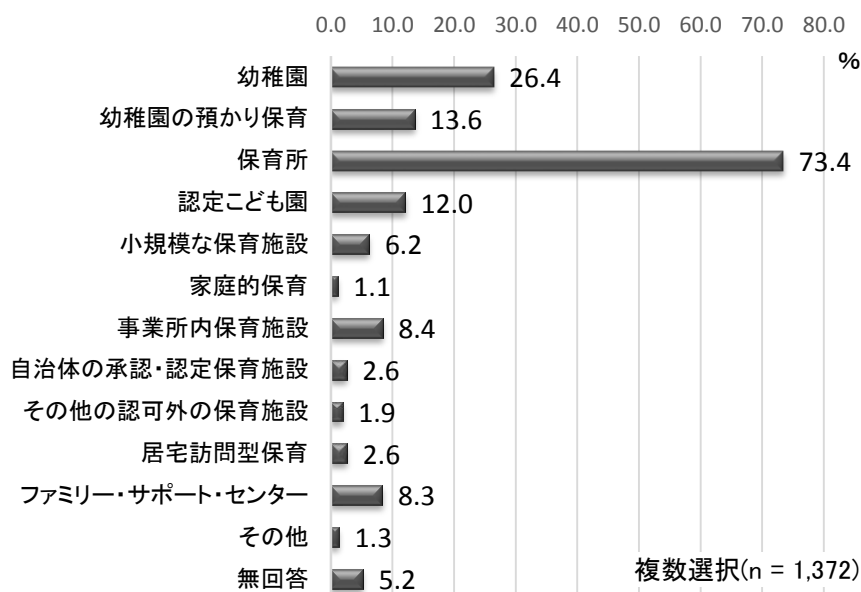
定期的に利用している教育・保育事業は、「保育所」が80.6%で最も多く、次いで「幼稚園」が15.9%、「幼稚園の預かり保育」が3.8%となっています。

◆ 利用している教育・保育事業



今後の利用希望は、「保育所」が73.4%で最も多く、「幼稚園」が26.4%、「幼稚園の預かり保育」が13.6%、「認定こども園」が12.0%などとなっています。

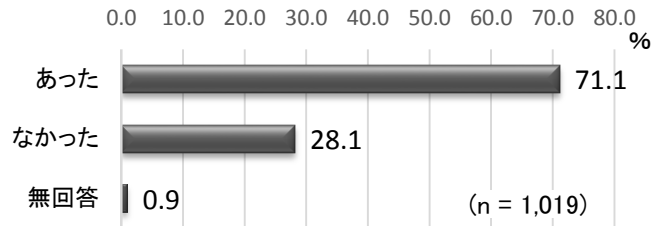
◆ 今後利用したい教育・保育事業



(3) 子どもが病気やケガのときの対応

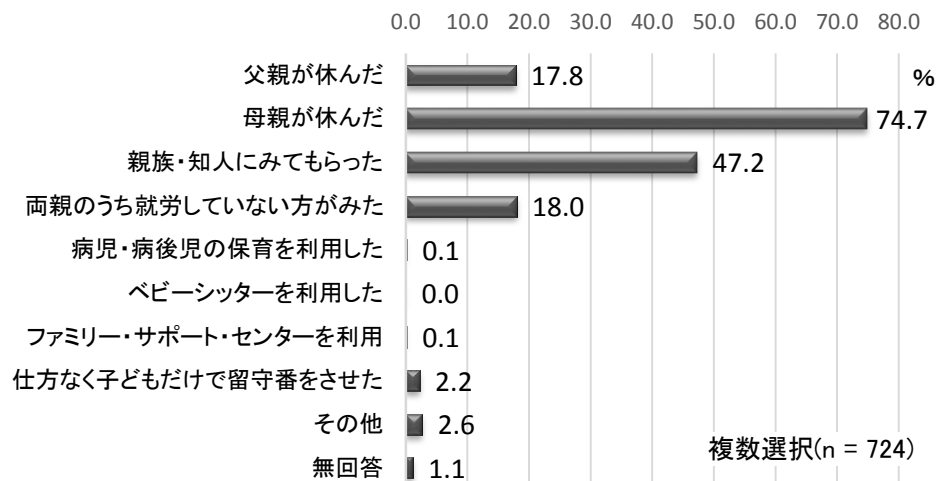
この1年間に子どもの病気やケガで事業を利用できなかったことが「あった」が71.1%と約7割を占め、「なかった」は28.1%となっています。

◆ 子どもが病気やケガで教育・保育事業を利用できなかった経験



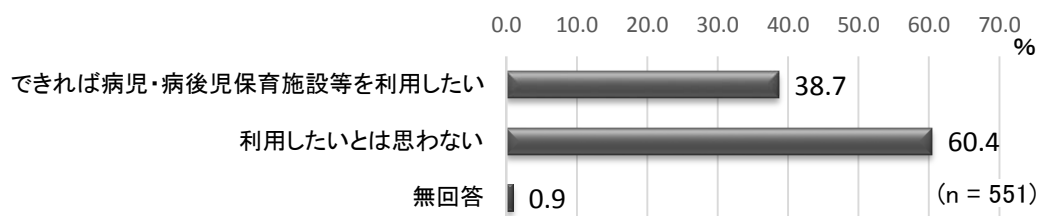
病気やケガの際の対処方法は、「母親が休んだ」が74.7%で最も多く、次いで「親族・知人に子どもをみてもらった」が47.2%、「両親のうち就労していない方がみた」が18.0%となっています。

◆ 病気やケガで教育・保育事業を利用できなかったときの対処方法



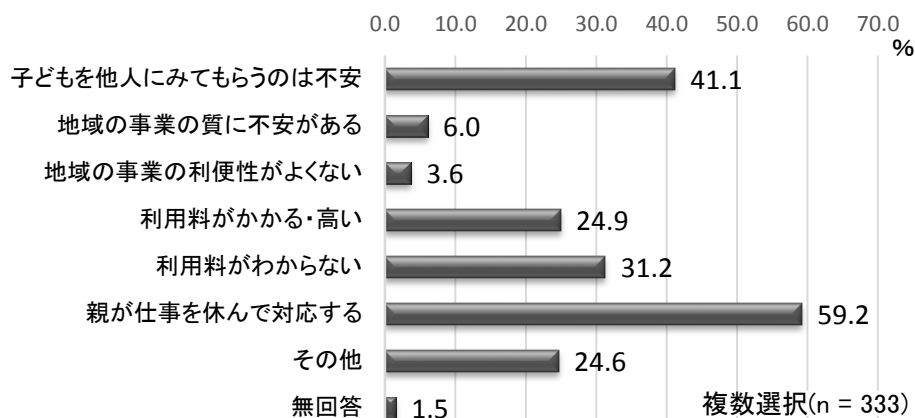
病気やケガの際、父親ないし母親が休んだと答えた人の病児・病後児保育の利用意向では、「利用したいとは思わない」が60.4%「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が38.7%、となっています。

◆ 病児・病後児保育の利用意向



病児・病後児保育を利用したいと思わない理由では、「親が仕事を休んで対応する」が59.2%、「子どもを他人にみてもらうのは不安」が41.1%となっています。

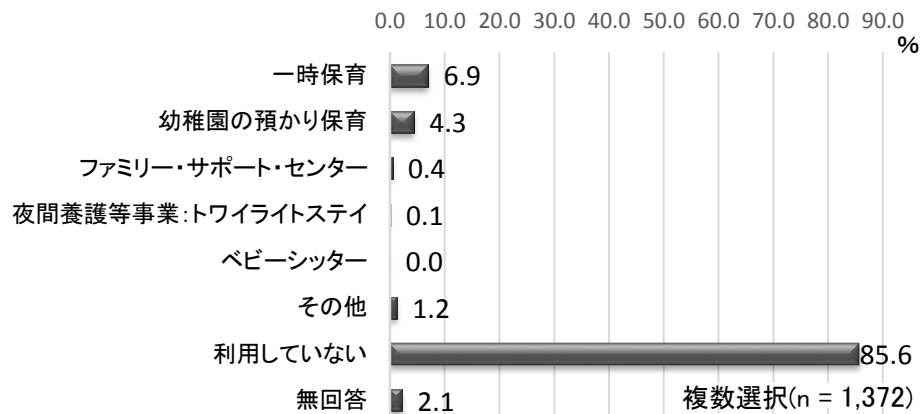
◆ 病児・病後児保育を利用したいと思わなかった理由



(4) 不特定の教育・保育事業の利用

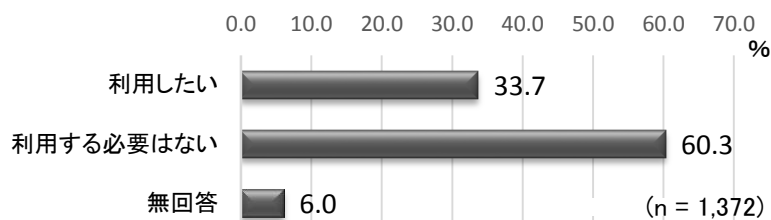
不特定の教育・保育事業の利用については、「利用していない」が85.6%で多数を占めています。

◆ 私用や親の通院、不特定の就労等の目的で不定期的に利用している教育・保育事業



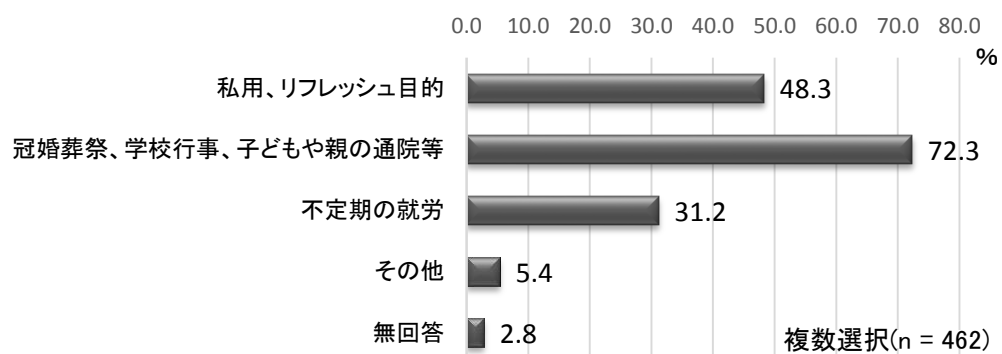
今後の不特定の教育・保育事業の利用については、「利用する必要はない」が60.3%、「利用したい」が33.7%となっています。

◆ 不特定の教育・保育事業、今後の利用意向



不定期の教育・保育事業を利用したい理由としては、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」が72.3%で最も多く、「私用、リフレッシュ目的」が48.3%、「不
定期の就労」が31.2%となっています。

◆ 事業を利用したい理由

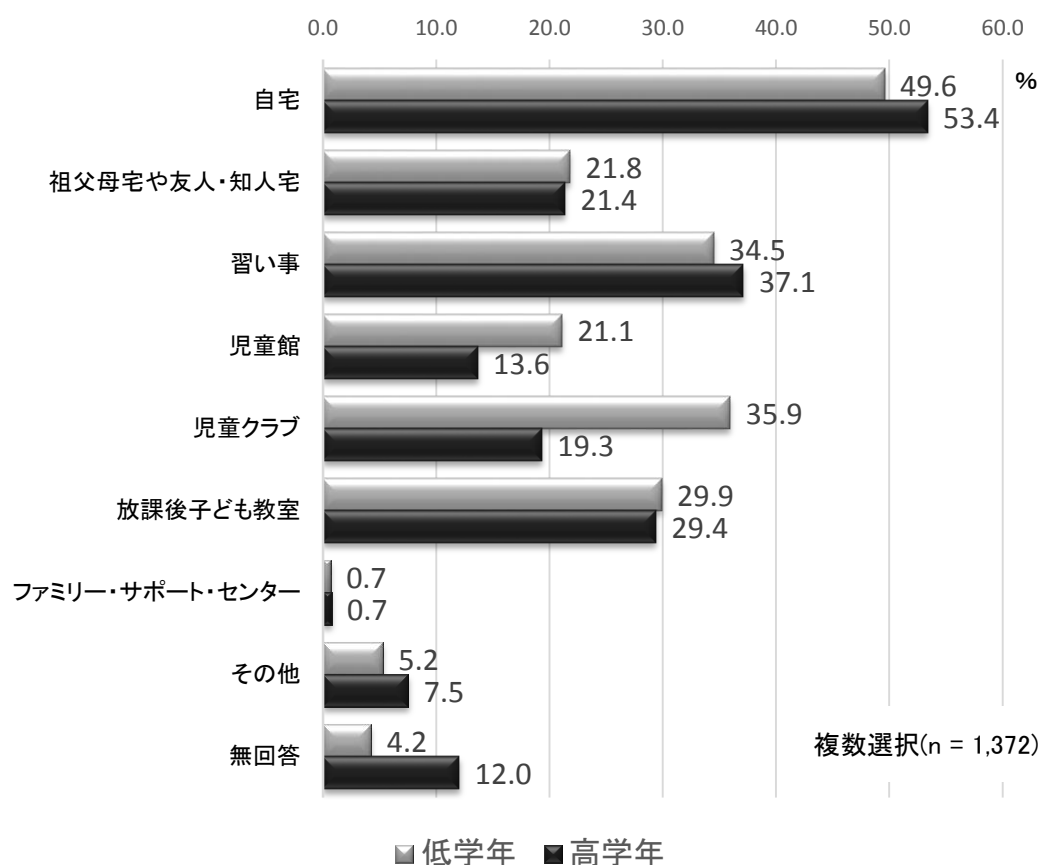


(5) 小学校就学後の放課後の過ごし方

小学校就学後に放課後を過ごさせたい場所について、低学年では「自宅」が49.6%で最も多く、「児童クラブ（学童保育）」が35.9%、「習い事」が34.5%、「放課後子ども教室」が29.9%、祖父母や友人・知人宅」が21.8%、「児童館」が21.1%となっています。

高学年では、「自宅」が53.4%で最も多く、「習い事」が37.1%、「放課後子ども教室」が29.4%、「祖父母や友人・知人宅」が21.4%、「児童クラブ」が19.3%、「児童館」が13.6%となっています。

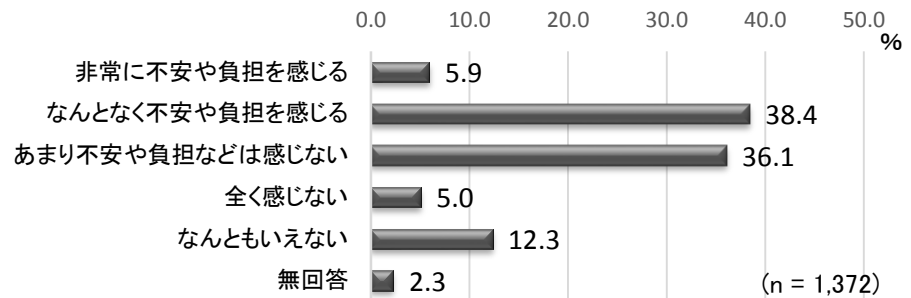
◆ 小学校就学後に、放課後を過ごさせたい場所



(6) 子育ての不安、地域の子育て環境

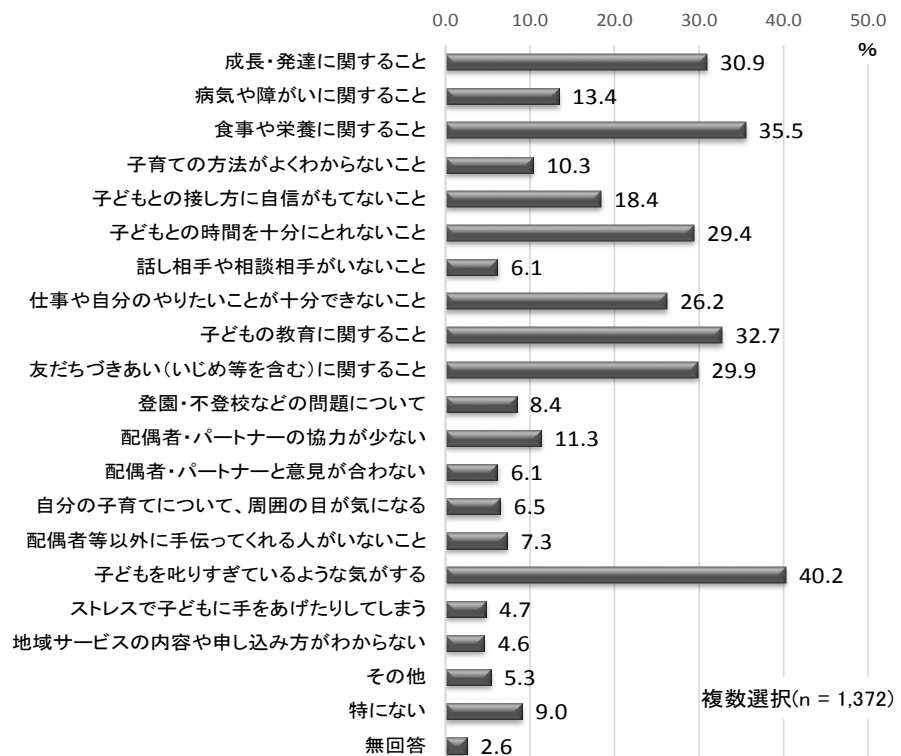
子育てについての不安や負担では、「なんとなく不安や負担を感じる」が38.4%、「あまり不安や負担は感じない」が36.1%などとなっています。

◆ 子育てについての不安や負担



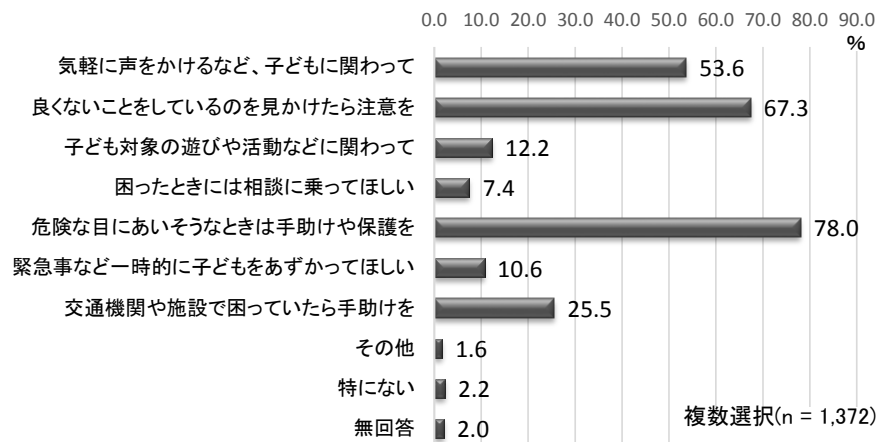
子育ての悩みや気になることでは、「子どもを叱りすぎているような気がする」が40.2%で最も多く、「食事や栄養に関すること」が35.5%、「子どもの教育に関すること」が32.7%、「成長・発達に関すること」が30.9%などとなっています。

◆ 子育てについての悩みや気になること



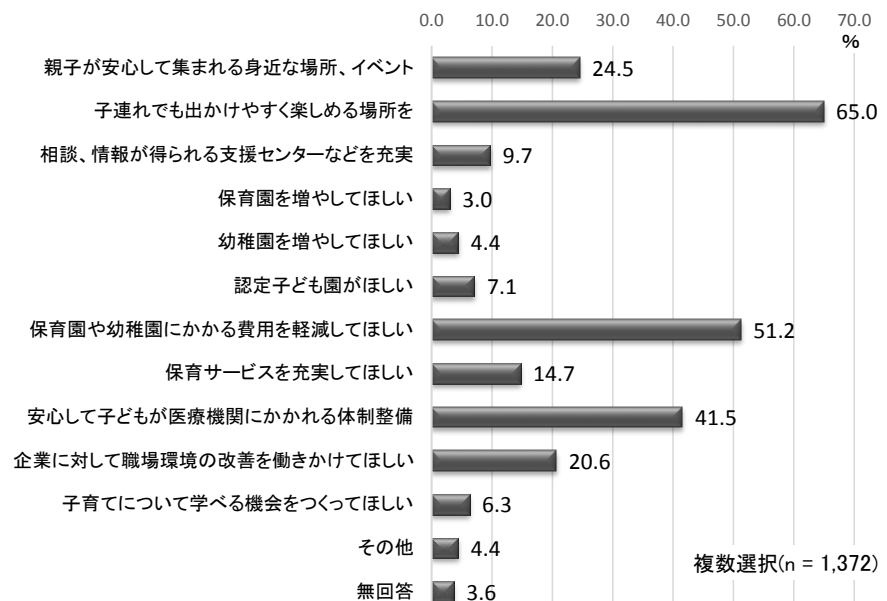
近所や地域に望むことでは、「危険な目にあいそうなときは手助けや保護を」が78.0%、「よくないことをしているのを見かけたら注意を」が67.3%、「気軽に声をかけるなど、子どもに関わって」が53.6%など、子どもとの直接的な関わりが期待されています。

◆ 子育てをする上で、近所や地域に望むこと



千曲市への期待については、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を」が65.0%、「保育園や幼稚園にかかる費用を軽減してほしい」が51.2%など、インフラや経済的支援に関するものが多くなっています。

◆ 千曲市の子育て支援について特に期待すること



5 千曲市の子ども・子育て支援の課題

ここまでの、子ども・子育てを取り巻く環境などを踏まえ、千曲市の子ども・子育て支援の課題を次のようにまとめます。

高齢化・核家族化の進行への対応

ニーズ調査では、定期的な教育・保育事業を利用していない理由で 12.6%が祖父母等にみてもらえるからと回答し、子どもが病気やケガで事業が利用できなかったときは親族・知人にみてもらったという回答が 47.2%でした。

現在の保護者は、祖父母等親族の協力がある程度受けられていることがわかります。

一方で、高齢化と核家族化が徐々に進行していることから、今後は親族等に代わり子育て家庭を支える社会的な仕組みも重要性を増していくと考えられます。

女性の就労希望や保育ニーズの多様化への対応

女性の就労状況では、「パート・アルバイト・その他」の割合が 43.3%と高く、一旦職を離れても働き方を選んで就労を再開するケースも少なくないと思われます。

また、ニーズ調査では、現在就労していない母親の今後の就労希望で 51.0%は「末子が希望年齢になったころ」就労したいとしており、その時期は3歳が44.4%、4歳が19.6%となっています。出産後しばらく過ぎてから、子どもが幼稚園に通う年齢になったころからは仕事を始めたい意向とも考えられます。

さらに、教育・保育の見込み量算定の過程では、3歳以上で保育の必要あり、つまり「2号認定」にあたることになる想定される層の中に幼児期の学校教育を希望するニーズがみられました。

今後、女性が活躍できる社会環境の整備がますます重要性を増すことから、子育てと仕事の両立を支援する方策が一層求められることになると考えられます。

特に、「幼児期の教育を希望するが保育が必要」という層の要望に、どのように応えていくかも今後の課題と考えられます。

地域の力を活かした子育て支援

ニーズ調査では、子育てについて近所や地域に望むこととして「危険な目にあいそうなときの手助けや保護」78.0%、「よくないことをしているのを見かけたら注意」67.3%、「気軽に声をかけるなど、子どもに関わって」53.6%など、子どもとの直接的な関わりへの期待がみられました。

一方では、子育てについて「なんとなく不安や負担を感じる」人が多数みられます。

子どもの減少や、社会環境の変化により子育て家庭と近隣との関わりが希薄になってきていると言われますが、祖父母等親族にも支えられている子育て家庭に対して、今後の高齢化・少子化の中で活用が期待されるものには地域の力があげられると思われます。

子育て家庭の、地域における他者との交流や関わり合いを活性化させるために、千曲市の子育て支援については、教育・保育施設の量的なサービス整備もさることながら、保護者や子どもと地域住民が関わる機会を増やす、地域で子どもや子育て家庭を支えていく意識の醸成なども重要になっていくと考えられます。

第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

1 基本方針

子ども・子育て支援の新制度は、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本にしています。

障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象とし、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指すことが国の指針としてもあげられています。

千曲市においても、上記の考え方に沿い、新制度による施策と次世代育成支援行動計画関連施策を合わせた本計画の体系それぞれに基本指針を定め、地域に合った独自の施策を行うこととします。

1：保育の量的拡大・確保の基本方針

就学前の子どもの教育・保育ニーズに応えられるよう、教育・保育施設の整備による提供方策の確保を図ります。

2：地域の子ども・子育て支援充実の基本方針

新制度の事業枠組みに沿い、妊娠・出産期から学童期、18歳未満までの子どもに対し、切れ目なく、保護者の状況に応じた相談や情報提供、学びの支援を行うとともに、子どもの健全な発達のための環境を整えます。

3：質の高い教育・保育の提供と、子育て環境整備の基本方針

次世代育成支援行動計画の施策を継承し、保護者の就労状況や家族の状況その他の事情にかかわらず、すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられる環境を整備し、地域ぐるみの子育て支援、生活環境、健康・医療、安全・安心、虐待・要保護児童問題、障がいのある子への対応など、さまざまな支援環境の整備を行います。

2 基本理念

千曲市ではこれまで、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の実現を図るため、平成22年3月に「千曲市次世代育成支援行動計画 後期計画」を策定し、安心して子どもを産み育てることができるよう、保育サービスや相談業務、さらに子どもたちの健全育成のための事業等に目標値を定め、各部門と連携をとりながら計画の実現に取り組んできました。

子どもは家族にとっても社会にとってもかけがえのない宝であるとの考え方から、「のびのび育つ・みんなで育つ」を基本理念に、「地域が育つ」「家庭が育つ」「子どもが育つ」の3つの柱を掲げ、市民が未来に希望を持って、また安心して子どもを産み育てることができるやさしい都市づくりを目指しています。

ともすれば子育ての責任や負担ばかりが語られる昨今ですが、子育てそのものの楽しさや子どもと暮らすことの幸せを再認識することも大切です。そして、現在子どもを育てている父親や母親、さらに将来子どもを産み育てる次世代の人々が、地域全体での子育てサポートを肌で感じられること、さらに地域そのものも健全に育っていくことが重要であるという次世代育成の理念は、子ども・子育て支援法の趣旨である「一人ひとりが個性ある存在として認められ、自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境を社会全体で整備すること」、そして「地域や社会が保護者に寄り添いながら、親としての成長を支援すること」と合致するものであると考えます。

以上により、千曲市の子ども・子育て支援事業を定める本計画においても、これからは変えることのない大切な理念として次世代育成の理念を継承していくこととします。

基本理念

のびのび 育つ みんなで 育つ

第4章 教育・保育提供区域の設定

1 教育・保育提供区域の定義

教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法にかかる教育・保育事業を提供する基礎となる市町村内の区域（子ども・子育て支援法第61条第2項）で、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を基本に、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、教育・保育の整備状況などを総合的に勘案した上で市町村が設定します。

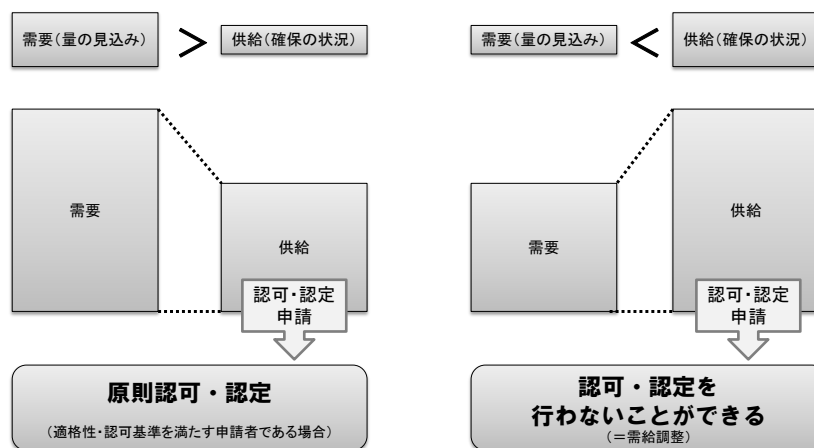
千曲市においても、サービスを計画的に提供するための基礎的な範囲として設定します。なお、運用にあたり、次の事項が定められています。

- 1 教育・保育提供区域は、教育・保育事業に共通の区域設定が基本。

ただし、施設状況や利用実態に応じて、「子どもの認定区分ごとの設定」「地域子ども・子育て支援事業ごと（13事業のうち、11事業）の設定」も可能。

- 2 教育・保育提供区域は、教育・保育事業を認可する際の需給調整の判断基準となる。

各提供区域の中で供給が不足する区域がある場合、その区域内に認可基準を満たす申請があれば、原則、認可しなければならない（※）。



※①社会福祉法人、学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識や経験に関する要件を満たすことを求める。②その上で、欠格事由に該当する場合や、供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。

- 3 施設や事業の利用は、提供区域内での利用が原則。ただし、区域外の施設・事業の利用も可能。

2 教育・保育提供区域の設定

千曲市では、以下にあげる考え方から、教育・保育の提供区域、地域子ども・子育て支援事業（区域設定の必要な 11 事業）の事業ごとの提供区域を次のように設定します。

教育・保育の提供区域

事業区分(子どもの認定区分)	区域設定	考え方
1号認定 (3歳以上・教育のみ)	1区域 (市内全域)	現在の施設配置や利用実態を鑑み、細かい区域に分けず、市内全域で提供の調整を行うことが現実的と考えられる。
2号認定 (3歳以上・保育あり)	1区域 (市内全域)	1号認定と同等の考え方により市内全域で対応。
3号認定 (0～2歳・保育あり)	1区域 (市内全域)	1号認定と同等の考え方により市内全域で対応。

地域子ども・子育て支援事業（法定事業）の提供区域

地域子ども・子育て支援事業	区域設定	考え方
①利用者支援事業(新)	1区域 (市内全域)	相談支援、情報提供という事業特性を踏まえ、市内全域で対応。
②地域子育て支援拠点事業	1区域 (市内全域)	現状の拠点配置状況及び地域を越えての利用実態等から、市内全域で対応。
③妊婦健康診査	1区域 (市内全域)	健診は各所の医療機関で受診可能であり、市内で区域を設定して行う事業ではないため市内全域で対応。
④乳児家庭全戸訪問	1区域 (市内全域)	訪問型の事業であり区域設定の必要がないため市内全域で対応。

地域子ども・子育て支援事業	区域設定	考え方
⑤養育支援訪問事業	1区域 (市内全域)	児童相談所、保健所、医療機関等との全市的な連携が必要であり、区域に分けた提供になじまないことから、市内全域で対応。
⑥子育て短期支援事業	1区域 (市内全域)	一時的・不定期の保育サービスを提供する事業であり、区域を特定しての提供にあたらなことから市内全域で対応。
⑦ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	1区域 (市内全域)	一時的・不定期の保育サービスを提供する事業であり、区域を特定しての提供にあたらなことから市内全域で対応。
⑧一時預かり事業	1区域 (市内全域)	一時的・不定期の保育サービスを提供する事業であり、区域を特定しての提供にあたらなことから市内全域で対応。
⑨延長保育事業	1区域 (市内全域)	通常の保育時間を超えて保育を行う事業であり、保育事業と切り離せない事業であるため保育の提供区域と同じ1区域で対応。
⑩病児保育事業	1区域 (市内全域)	一時的・不定期の保育サービスを提供する事業であり、区域を特定しての提供にあたらなことから市内全域で対応。
⑪放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	9区域 (小学校区)	当該事業が「小学校区」を基本として行われ、各小学校区に児童センター、児童館が設置されていることから、小学校区の9区域で対応。

提供区域設定を行わない事業

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	—	区域ごとに対応する事業ではないため、設定はない。
⑬多様な主体が本制度に参加することを促進するための事業	—	区域ごとに対応する事業ではないため、設定はない。

第5章 幼児期の教育・保育の充実

1 「量の見込み」と「確保の内容」について

教育・保育の提供については、計画期間中の各年度に利用希望が発生すると想定した量（量の見込み）に対して提供する計画数（確保の内容）を表として示しています。

教育・保育の「量の見込み」算出方法

国の示した作業の手引きに沿って算出しました。
算出方法の概要は以下のとおりです。

$$\boxed{\text{就学前児童数推計（人）}} \times \boxed{\text{潜在家庭類型の算出（％）}} \times \boxed{\text{利用意向率の算出（％）}}$$

○就学前児童数の推計

計画期間中の就学前児童数を過去の実績値を基に推計。



○「潜在家庭類型」を分類・算出

ニーズ調査を基に、父母の配偶者の有無及び就労状況により分類した「現在の家庭類型」に、母親の将来の就労意向等を反映し、「潜在家庭類型」の分類ごとの構成割合を算出。



○各家庭の教育・保育施設や地域型保育事業の利用意向率を算出

ニーズ調査の回答を基に施設や事業の利用意向割合（率）を算出。



○「家庭類型別児童数」の算出

「就学前児童数(推計)」×「潜在家庭類型割合(%)」＝「家庭類型別児童数(人)」



○「量の見込み」の算出

「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向率(%)」＝「量の見込み(人)」

地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」算出方法

地域子ども・子育て支援事業については、事業ごとに、算定の対象とする子どもの年齢、家庭類型などが異なりますが、基本的には上記と同様の考え方で算出方法が示されています。ただし、ニーズ調査では見込みが算出されない事業もあり、その場合は市で独自の推計を行っています。

市町村ごとの検討

「教育・保育」「地域子ども・子育て支援事業」のいずれも、計画策定にあたっては地域の実態等も鑑み市町村ごとに見込み量の設定を検討していくこととされています。

2 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の方策

計画期間中の「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（満3歳未満の子どもの保育利用を含む）」と、「量の見込み」に対応する教育・保育施設及び地域型保育事業等による提供体制及び実施時期を以下のとおり定めます。

表中「量の見込み①」は計画期間中の各年度に利用が発生すると想定した量。「確保方策②」は利用に対して提供する市の計画数を示しています。

1号認定（3－5歳・教育のみ）

【量の見込み】

ニーズ調査結果を基に算定しました。

「市外」の人数は平成24年度～26年度の平均数値を基本に見込んでいます。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み ①	市内	108人	108人	105人	104人	99人
	市外	0人	0人	0人	0人	0人
確保方策 ②	特定教育・ 保育施設	0人	0人	105人	104人	99人
	確認を受けない 幼稚園	108人	108人	0人	0人	0人
	市外	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（②-①）		0人	0人	0人	0人	0人

【課題・実施の方針】

1号認定（3－5歳・教育のみ）の子どもは、現状の施設で供給が足りることとなります。

平成29年度に幼稚園が新制度への移行を予定しています。

2号認定（3－5歳・保育必要）

【量の見込み】

ニーズ調査結果を基に見込みました。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み ①	幼児期の学校教育の利用希望が強い	128 人	128 人	123 人	122 人	115 人
	その他	1,060 人	1,053 人	1,025 人	1,017 人	973 人
	合計	1,188 人	1,181 人	1,148 人	1,139 人	1,088 人
確保方策 ②	特定教育・保育施設	1,188 人	1,181 人	1,148 人	1,139 人	1,088 人
	地域型保育事業	-	-	-	-	-
	認可外保育施設	-	-	-	-	-
	合計	1,188 人	1,181 人	1,148 人	1,139 人	1,088 人
過不足（②-①）		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【課題・実施の方針】

2号認定は、現状の施設で供給が足りることとなります。

2号認定のうち「幼児期の学校教育の利用希望が強い」需要は、将来、市内に認定こども園が設置された場合は認定こども園の利用が多くなると考えられます。

「量の見込み」はニーズ調査結果を尊重し、次頁以降の3号認定と合わせて平成27年度に約1,400人と想定、確保方策はその全数を確保する数値となっています。計画作成時直近の平成25年度保育利用者は1,471人ですが、市内の保育所の利用定員合計は平成27年度で1,700人以上の設定となる見込みであり、保育ニーズへの供給は十分に確保できると考えられます。

3号認定（0歳・保育必要）

【量の見込み】

ニーズ調査結果と利用実態との乖離が大きいため、同調査によるサービス利用開始年齢1歳以上希望の率を控除するなど勘案して見込みました。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み ①		14人	13人	13人	13人	13人
確保方策 ②	特定教育・ 保育施設	13人	13人	13人	13人	13人
	地域型 保育事業	-	-	-	-	-
	認可外 保育施設	-	-	-	-	-
過不足（②-①）		△1人	0人	0人	0人	0人

【課題・実施の方針】

3号認定の0歳児では、計画初年度のみ1名の不足が出る可能性があります。
児童人口の減少により計画年度中に供給が足りることとなりますが、実際のニーズの変化に応じて対応します。

3号認定（1-2歳・保育必要）

【量の見込み】

ニーズ調査結果と利用実態との乖離が大きいため、調査によるサービス利用開始年齢3歳以上希望の率を控除するなど勘案して見込みました。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み ①		200人	190人	184人	178人	175人
確保方策 ②	特定教育・ 保育施設	200人	190人	184人	178人	175人
	地域型 保育事業	-	-	-	-	-
	認可外 保育施設	-	-	-	-	-
過不足（②-①）		0人	0人	0人	0人	0人

【確保の方策・実施の方針】

3号認定の1-2歳児は、現状の施設で供給が足りることとなります。

なお、計画各年度における満3歳未満の子どもの想定保育利用率※は以下のとおりです。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
推計児童人口 (0～2歳)	1,252人	1,196人	1,160人	1,129人	1,106人
保育利用率	17.0%	17.0%	17.0%	16.9%	17.0%

※国の基本指針では、3号認定の「保育利用率」の目標値を設定することとされています。

保育利用率は、各年度の「確保方策②(3号認定)÷推計人口(0～2歳)」により算出し、設定しています。

3 教育・保育の一体的提供推進（認定こども園について）

ニーズ調査による教育・保育の需要量の見込み算定では、保育が必要と判断される2号認定において幼児期の教育を希望する層の存在が認められました。

保護者の子育てに関するニーズが多様化し、「集団生活の中で充実した就学前教育を受けさせたい」場合の幼稚園、「働いている時間に子どもを預かってもらいたい」場合の保育所といった利用者側の利用意識に境がなくなりつつあることや、今後、「幼児教育」と「子育て支援」の役割をこれまで分担してきた「幼稚園」と「保育所」に対し、両方の役割を求める保護者も増加すると考えられることなどは、教育・保育の提供において考慮していかなければいけない点と考えます。

今回の新制度では、幼稚園と保育所双方の良さをあわせ持つ「認定こども園」の普及が促されています。それは待機児童解消の策であると同時に、上記のような保護者ニーズの多様化に対応する側面もあると捉えられるため、千曲市においてもニーズの高まりを見ながら、認定こども園の普及について対応を検討する必要があると思われます。

ただし、市内の幼稚園はすべて私立であり、幼児期の教育については、運営者の事業に対する考え方（建学の精神など）や教育・保育に対する方針があることと、実際に利用する保護者にはそれらの方針に対する共感もある点を考慮する必要があります。

新制度開始にあたって、私立の教育・保育施設に対する認定こども園への移行については性急かつ一律の方針によるものではなく、運営者の意向を尊重することとします。

また、教育・保育の一体的な提供の推進は、単に施設的な統合ではなく、子どもが健やかに育成されるような教育・保育機能の充実（ソフト的な整備）も重要であり、今後、その観点も踏まえて検討を進めていくこととします。

4 幼児期の教育・保育に関するその他の施策

教育・保育施設の質の向上

保育所と幼稚園でこれまで培ってきた知識・技能を活かしつつ、幼児期における子ども一人ひとりの育ちを支援する質の高い教育・保育の提供を図ります。

質の高い教育・保育の一体的な提供（認定こども園）の検討にあたっては、需給バランスを考慮しつつ、保護者の就労の有無にかかわらず地域の子どもや家庭が利用できる施設として教育・保育を受けることができるよう考えます。

子どもの発達や学びの連続性を重視し、0歳から小学校就学前までの一貫した教育・保育において、集団生活の経験の違い等、一人ひとりの特性や課題に応じたきめ細かな対応を図ることとします。

幼・保・小連携の体制強化、小学校教育との円滑な接続

幼児期の教育・保育の目的が達成されるよう、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、学習指導要領についての理解を深めるとともに、研修や会議等を通じて異なる施設相互の連携を強化しつつ、市内の施設全体として、小学校就学後を見据えた教育・保育の連続性・一貫性を確保します。

子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図り、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うことを目指します。

また、小学校就学後に円滑に放課後児童健全育成事業を利用できるよう相互の連携を図ることとします。

第6章 地域子ども・子育て支援事業

国の基本指針等に沿って、計画期間中における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。設定した「見込み量」に対応するよう、地域子ども・子育て支援事業等によるサービス供給（確保の方策）及び実施時期を以下のとおり定めます。

1 地域子ども・子育て支援事業の提供

① 利用者支援事業

子ども、または子どもの保護者からの相談に応じ、子育てや教育・保育の利用に必要な情報の提供、助言などを含めた支援を行う事業です。新制度による新規事業です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
実施予定か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

【提供の方策・実施の方針】

現在、子育て支援課窓口で子どもの保護者（妊娠中の方も含む）からの相談に応じるとともに、子育てに関する制度内容や教育・保育の利用に必要な情報の提供を行い、また専門機関への紹介や関連機関との連絡調整を行っています。

平成 31 年度に予定されている新庁舎での業務開始に合わせ、子育てコンシェルジュ（仮称）を配置する等、更なる充実に努めます。

② 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所、公民館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

【量の見込み】

市での実施実績があることから、過去の実績数を基に見込みました。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	3,583 人回	3,590 人回	3,597 人回	3,604 人回	3,614 人回
確保の方策 (実施か所数)	2 か所	2 か所	3 か所	3 か所	3 か所

(月延べ)

実施場所：子育て支援センター

【提供の方策・実施の方針】

子育て支援センターの平成 25 年度の年間延べ利用者数は更埴 25,417 人、上山田 14,917 人でした。更埴子育て支援センターは受入れが限界となってきております。今後、多様なニーズにきめ細かく対応できるように、平成 29 年度を目安に 1 か所増やし、更なる施設の整備や事業の充実を努め、利用促進を図っていきます。

③ 妊婦健康診査

妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業です。妊婦の健康の保持及び増進を図るため、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

【量の見込み】

出生の前年から健診が始まることから、計画期間中各年度の翌年の0歳児推計人口を基に、過去の利用回数実績を勘案して見込みました。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	373 人	364 人	356 人	350 人	343 人
量の見込み	8,372 人回	8,188 人回	8,050 人回	7,875 人回	7,717 人回
確保の方策	【実施体制】 実施時期：通年				

(年間)

【提供の方策・実施の方針】

母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診票を交付しています。

今後も現在同様、基本健診 14 回、追加検査 5 回、超音波検査 4 回の公費助成にて継続します。

④ 乳児家庭全戸訪問事業

子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談・助言等の援助を行う等の目的で、生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する事業です。

【量の見込み】

当該年度に出生する子どもの全家庭を訪問する事業のため、各年度の 0 歳児推計人口により見込みました。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	387 人	373 人	364 人	356 人	350 人
確保の方策	【実施体制】 訪問実施者：保健師				

(年間)

【提供の方策・実施の方針】

今後も継続して実施していきます。

⑤ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。

【量の見込み】

事業の性質上あらかじめニーズ量を推定することも現実的ではないため、見込み量は過去の実績を基に見込みました。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人
確保の方策	【実施体制】 家庭相談員、保健師				

【提供の方策・実施の方針】

現在、母子保健事業の実施や医療機関との連携により把握した支援を必要とする家庭に対し、居宅訪問による相談支援や指導を実施しています。

今後は育児・家事援助等の実施が可能となるよう検討していきます。

⑥ 子育て短期支援事業

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて宿泊を伴う養育・保護を行う事業です。

【量の見込み】

現在実施していない事業であることから過去実績等による推計も困難であり、ニーズ調査の算定値及びアンケートでの泊りがけで家族以外に子どもをみてもらった経験の率等を勘案して見込みました。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	37 人日	36 人日	35 人日	35 人日	33 人日
確保の方策	0 人日	0 人日	35 人日	35 人日	33 人日
確保の方策 (実施か所数)	0 か所	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所

(年延べ)

【提供の方策・実施の方針】

受入れ施設の選択を行いながら、平成 29 年度 4 月より受入れを開始します。

⑦ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）：就学児対象

子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）が登録し、子育ての相互援助活動を行う事業です。ここでは、ファミリー・サポート・センター事業のうち、就学児を対象とする預かり等について記載しています。

【量の見込み】

ニーズ調査による算定結果は実績に対して少ない数値となったため、過去の利用実績数の低学年・高学年合計を基に、利用の伸びを勘案して見込みました。

高学年の利用は低学年に比べて少ない傾向となるため低学年に対して4割弱の比率として見込み量を配分しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み （低学年）	410 人日	410 人日	410 人日	410 人日	410 人日
量の見込み （高学年）	150 人日	150 人日	150 人日	150 人日	150 人日
確保の方策 （子育て援助活動支援事業：就学後）	560 人日	560 人日	560 人日	560 人日	560 人日

（年延べ）

【提供の方策・実施の方針】

平成 25 年度の会員登録状況は、依頼会員 257 人、提供会員 105 人、両方会員 18 人となっています。

依頼数は年々増加しているので、提供数（提供会員）の確保に努め、対応を図ります。

⑧ 一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児または幼児について、保育所その他の場所において、一時的な預かりを行う事業です。

幼稚園での預かり保育

【量の見込み】

二一ズ調査による算定結果は実績に対して少ない数値となったため、過去の利用実績数を基に見込みました。幼稚園の預かり実績からの算定であり、1号・2号の区分が難しいことから見込みは1号認定として設定しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (1号認定)	1,085 人日	1,085 人日	1,085 人日	1,085 人日	1,085 人日
量の見込み (2号認定)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
確保の方策 一時預かり事業 (在園児対象型)	1,085 人日	1,085 人日	1,085 人日	1,085 人日	1,085 人日
確保の方策 (実施か所数)	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所

(年延べ)

【提供の方策・実施の方針】

保護者の用事が生じたときや、子育てに伴う心理的負担等を和らげるなど、一時預かり事業の重要性がさらに高まることから、環境整備に努めていきます。

幼稚園以外での預かり保育

【量の見込み】

ニーズ調査による算定結果に実績との乖離がみられたため、直近の保育所等による一時預かり利用実績（公立 12 園分）及びファミリー・サポート・センターの実績を基に、児童人口推計を勘案して見込みました。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	952 人日	937 人日	920 人日	910 人日	891 人日
確保の方策 一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	602 人日	587 人日	570 人日	560 人日	541 人日
確保の方策 (在園児対象型以外 の実施か所数)	16 か所	16 か所	16 か所	16 か所	16 か所
確保の方策 (ファミリー・サ ポート・センター)	350 人日	350 人日	315 人日	315 人日	315 人日
確保の方策 (トワイライトス テイ)	0 人日	0 人日	35 人日	35 人日	35 人日
確保の方策 (トワイライトステ イの実施か所数)	0 か所	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所

(年延べ)

【提供の方策・実施の方針】

幼稚園以外での預かり保育については、保育所における一時預かりとファミリー・サポート・センター事業により提供確保に取り組みます。

また、トワイライトステイについては、受入れ施設の選択を行いながら、平成 29 年度 4 月より受入れを開始します。

保護者に急な用事（通院・冠婚葬祭・事故）が生じたときなど一時預かり事業の重要性がさらに高まることから、環境整備に努めていきます。

⑨ 延長保育事業

保育所利用者を対象に、通常の延長保育時間以降に保育を希望する場合に提供する事業です。

【量の見込み】

ニーズ調査による算定結果により見込みました。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1,981 人	1,932 人	1,877 人	1,845 人	1,783 人
確保の方策	1,981 人	1,932 人	1,877 人	1,845 人	1,783 人
確保の方策 (実施か所数)	16 か所	16 か所	16 か所	16 か所	16 か所

(年間)

【提供の方策・実施の方針】

現在も行っている延長保育ですが、利用者が拡大傾向にあることから、引き続きニーズへの対応を図っていきます。

⑩ 病児保育事業

病児保育事業は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを医療機関や保育所の付設の専用スペースなどで一時的に預かる事業です。

【量の見込み】

ニーズ調査の算定では数千人日規模となり過大と考えられましたが、現在実施していない事業であり実績等による適正な推計も困難なため、近隣市の利用実態を参考に見込みました。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	240 人日	240 人日	240 人日	240 人日	240 人日
確保の方策 (病児保育事業： 病児・病後児対応 型)	120 人日	240 人日	240 人日	240 人日	240 人日
確保の方策 (実施か所数)	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

(年延べ)

【提供の方策・実施の方針】

ニーズ調査の回答においても利用希望があることから、病児保育事業については看護師・施設整備等の対応を進めていく中で、出来得る限り速やかに事業着手していきます。

⑪ 放課後児童健全育成事業

保護者が就労、疾病その他の理由により、昼間家庭において適切な育成を受けられない児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図る事業です。本事業の提供区域は 9 区域の設定となります。

【量の見込み】

現在、基本的に小学校区ごとの児童クラブにて低学年を対象に行っていますが、利用実績の傾向は小学校区によって異なります。

低学年については、直近の利用実績を基に見込みました。推計児童人口及び利用実績の増減はありますが、計画期間中の見込み量は増減させていません。

また、高学年は二一ズ調査で得られた意見を参考に、低学年の 1 割を見込んでいます。

(1) 屋代小学校区

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	低学年	54 人	54 人	54 人	54 人	54 人
	高学年	6 人	6 人	6 人	6 人	6 人
確保の方策		60 人	60 人	60 人	60 人	60 人
実施か所数		1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

【現状】

屋代児童センターにて「屋代児童クラブ」を実施しています。

(2) 東小学校区

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	低学年	63 人	63 人	63 人	63 人	63 人
	高学年	7 人	7 人	7 人	7 人	7 人
確保の方策		70 人	70 人	70 人	70 人	70 人
実施か所数		1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

【現状】

東部児童センターにて「東部児童クラブ」を実施しています。

(3) 埴生小学校区

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	低学年	86 人	86 人	86 人	86 人	86 人
	高学年	9 人	9 人	9 人	9 人	9 人
確保の方策		95 人	95 人	95 人	95 人	95 人
実施か所数		1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

【現状】

埴生児童センターにて「埴生児童クラブ」を実施しています。

(4) 治田小学校区

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	低学年	53 人	53 人	53 人	53 人	53 人
	高学年	6 人	6 人	6 人	6 人	6 人
確保の方策		59 人	59 人	59 人	59 人	59 人
実施か所数		1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

【現状】

稲荷山児童センターにて「稲荷山児童クラブ」を実施しています。

(5) 八幡小学校区

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	低学年	49 人	49 人	49 人	49 人	49 人
	高学年	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人
確保の方策		54 人	54 人	54 人	54 人	54 人
実施か所数		1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

【現状】

八幡児童センターにて「八幡児童クラブ」を実施しています。

(6) 戸倉小学校区

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	低学年	57 人	57 人	57 人	57 人	57 人
	高学年	6 人	6 人	6 人	6 人	6 人
確保の方策		63 人	63 人	63 人	63 人	63 人
実施か所数		1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

【現状】

戸倉児童館にて「戸倉児童クラブ」を実施しています。

(7) 更級小学校区

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	低学年	31 人	31 人	31 人	31 人	31 人
	高学年	4 人	4 人	4 人	4 人	4 人
確保の方策		35 人	35 人	35 人	35 人	35 人
実施か所数		1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

【現状】

更級児童館にて「更級児童クラブ」を実施しています。

(8) 五加小学校区

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	低学年	59 人	59 人	59 人	59 人	59 人
	高学年	6 人	6 人	6 人	6 人	6 人
確保の方策		65 人	65 人	65 人	65 人	65 人
実施か所数		1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

【現状】

五加児童館にて「五加児童クラブ」を実施しています。

(9) 上山田小学校区

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	低学年	46 人	46 人	46 人	46 人	46 人
	高学年	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人
確保の方策		51 人	51 人	51 人	51 人	51 人
実施か所数		1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

【現状】

上山田小学校内にて「上山田児童クラブ」を実施しています。

全市 合計

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	低学年	498 人	498 人	498 人	498 人	498 人
	高学年	54 人	54 人	54 人	54 人	54 人
確保の方策		552 人	552 人	552 人	552 人	552 人
実施か所数		9 か所	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所

【課題・実施の方針】

小学校区単位の児童クラブにて、高学年の対応をしていきます。

また、時間の延長を検討していきます。

放課後子ども総合プラン

平成 26 年、いわゆる「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「放課後児童クラブ」及び「放課後子ども教室」の計画的な整備等を推進することを目的に、「放課後子ども総合プラン」が国により示されました。

【課題・実施の方針】

千曲市では、「放課後子ども総合プラン」の方針に沿い、学校施設の徹底活用や、「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」との一体型運営、あるいは連携実施等につき検討していくこととします。

検討にあたっては、教育委員会と福祉部局（健康福祉部 こども未来課）が連携を深め、活動場所や共通のプログラム開発などの協議を行っていきます。

平成 31 年度までに連携型の実施を目標とします。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

新制度による、平成 27 年度からの新規事業です。世帯の所得の状況等に勘案して物品購入に要する費用等の全部または一部を助成する事業です。

【実施の方針】

幼稚園や保育所の保育料は、国が定める公定価格を基に各市町村が条例により利用者負担額を設定することとなっています。ただし、施設によっては、実費徴収などの上乗せ徴収を行う場合があると想定されます。

本事業は、教育・保育施設が上乗せ徴収を行う際、実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行うものです。

財源の確保等を踏まえて、事業の実施を検討していくこととします。

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

新制度による、平成 27 年度からの新規事業です。特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

【実施の方針】

幼児期の教育・保育について需給のバランスがとれており、待機児童も存在しない本市においては、民間事業者の新規参入は地域ごとの事情や既存施設との共存の面から一律の方針で論じることは現実的ではないと思われます。

市としては、事業者の主体性を尊重しつつ、多様な主体の参入について検討していくこととします。

また、新規事業者の参入にあたっては質的な担保も重要であり、第三者評価、保護者による評価をはじめとするチェックの体制づくりなど、サービスの質的向上を図る市の対応も必要になると考えます。

2 産休後及び育休後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設等を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、必要に応じ、地域型保育事業の推進を検討し、計画的に教育・保育施設を整備します。

保護者への情報提供については、以下の事業等さまざまな機会を利用して行うこととします。

- 利用者支援事業（平成 27 年度より開始予定）による情報提供・利用支援
- 地域子育て支援拠点事業を通じての情報提供
- 妊婦健康診査事業を通じての情報提供
- 乳児家庭全戸訪問事業を通じての状況把握・情報提供

3 専門的支援に関して都道府県が行う施策との連携

児童虐待防止対策、母子家庭及び父子家庭の自立支援、障がい児など特別な支援が必要な子どもに対応する施策等、子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関して県が行う施策については、積極的に連携を図り、市の実情に応じた施策を関係各機関とも連携を密にして進めることとします。

4 職業生活と家庭生活との両立支援に向けた雇用環境の整備

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るために、県、地域の企業、労働者団体、労働局、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取り組みを進めます。

第7章 次世代育成支援関連施策

「千曲市次世代育成支援行動計画 後期計画」の事業内容は、基本的に本計画にて継承していくこととします。今後の実施方針は下記のとおりです。

※No.、項番(ア)等は次世代育成支援行動計画での掲載に準じています。

地域が育つ

1 地域における子育ての支援

ア 地域における子育て支援サービスの充実

(ア)自宅での児童の保育を支援

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
[1]	家庭児童相談員による相談及び助言	保護者の疾病等の理由により、乳児や児童の養育に支障が生じたとき、家庭等における養育相談や助言を行う事業。	こども未来課
[2]	ファミリー・サポート・センター事業	保育等の援助を受けたい人と援助を提供したい人が会員になり、相互に援助し合う事業。	こども未来課

(イ)保育園等での児童の保育を支援

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
[3]	放課後児童健全育成事業	保護者の不在等の理由により小学校の放課後に保護・育成が必要な児童の健全育成を図る事業。	生涯学習課 教育総務課
[4]	日曜保育事業	勤務体系の変化等による日曜の勤務に伴う休日保育の需要に対応し、児童の福祉の増進を図る事業。	こども未来課
[5]	一時保育事業	冠婚葬祭、保護者の疾病その他の理由により家庭において保育されることが一時的に困難となった乳児又は幼児につき、保育を行う事業。	こども未来課

(ウ)地域の児童の養育に関するいろいろな問題について、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を実施

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
[7]	ファミリー・サポート・センター事業	(再掲[2])	こども未来課
[8]	子育てひろば運営事業	未就園児と子育て中の親を対象に、集いの場を提供するとともに、子ども、親の交流を深めてもらう事業。	こども未来課
[9]	各種相談事業	さまざまな相談に応じ、専門機関、保育園等と連携をとりながら総合的に解決を図る相談活動を行う事業。	こども未来課
[10]	地域子育て支援センター事業	地域の子育て家庭に対する育児相談や子育てサークル支援等を行う事業。	こども未来課

(エ)市の子育て支援に関する情報の提供、相談、助言や調整等

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
[11]	家庭児童相談	児童養育上の相談、家庭等の相談を受け問題解決のための適切な指導を行う。	こども未来課
[12]	各種情報提供	各種媒体を通じて、子育て中の親に情報を提供する。	こども未来課
[13]	ながの子育て家庭優待サポート事業	子育て家庭を地域全体で支えるため、地域の企業、店舗、施設等が子育て家庭に対して各種サービスを提供する事業。	こども未来課 産業振興課

イ 保育サービスの充実

子どもの幸せを第一に考え、また、利用者の生活実態や意向を十分に踏まえて、サービスの供給体制を整備します。その際、制度の柔軟な運用に努め、延長保育など多様な保育需要に応じるとともに、市民が利用しやすい保育サービスの提供や情報提供を積極的に行います。

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
[14]	保育園地域活動事業	多様化する保育ニーズに対応するとともに、地域に開かれた社会資源として保育園の有する専門的機能を地域住民のために活用することにより、地域の子育て環境の向上を図る事業。	こども未来課
[15]	通常保育事業	入所定員の弾力的な安定を図り、待機児童をなくす。施設の改築・増築等により施設設備の充実を図る。保育士の安定確保に努める。	こども未来課
[16]	延長保育促進事業	保護者の勤務時間等による延長保育への需要に対応し、児童の福祉の増進を図る事業。	こども未来課
[17]	公立・私立保育園の改築等整備事業	老朽化の進んだ園舎を整備、改築する事業。	こども未来課

[18]	乳児保育促進事業	保護者からの要望に対応できるよう、担当保育士を確保することにより、年度途中の入所需要等に対応する。	こども未来課
[19]	障がい児保育促進事業	障がい児を受け入れている保育園に対し、保育士の加配を支援することにより、障がい児の保育を推進するとともに障がい児の福祉の増進を図る事業。	こども未来課
[20]	子ども手当の支給	児童を養育している保護者に子ども手当を支給し、子育て中の家庭の生活の安定、児童の健全育成、資質の向上に寄与する事業。	こども未来課

ウ 子育て支援のネットワークづくり

子育て家庭に各種サービスを効果的・効率的に提供するとともに、地域における子育て支援サービスのネットワークの形成を促します。

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
[21]	庁内子育て支援連絡会議	庁内における子育て支援ネットワーク連絡会の開催。それぞれの部・課の横の連携を強化して子育て支援事業の推進を図る。	こども未来課
[22]	地域子育て支援連絡会議	庁内における子育て支援ネットワーク連絡会を地域に拡大。	こども未来課
[23]	千曲市子育てガイドブック改訂版作成	子育て支援情報・マップ等のガイドブック改訂版を作成。 (韓国、中国、タイ、英語、ポルトガル語)	こども未来課

エ 児童の健全育成

地域において、児童が自主的に参加し、自由に遊び、安全に過ごすことのできる放課後や週末等の居場所づくりが求められており、児童館等の施設を自由な交流の場とし、また、地域ボランティアを受け入れてさまざまな活動の機会を提供するなど、児童の健全育成を進めます。

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
[24]	放課後児童健全育成事業	事業(再掲[3])	生涯学習課 教育総務課
[25]	科学に親しむ教室(子どもプラン事業)	科学の各分野で、身近な自然や生活の中に素材を求めて、科学遊びをしながら、子どもたちの好奇心や科学への関心を養う事業。	生涯学習課
[26]	子ども広場(子どもプラン事業)	「ふれあい広場」などの機会をとらえ、障がい者や地域の大人たち、異年齢の子ども同士の交流を図る事業。	生涯学習課

[27]	フレンドリー発行事業	情報誌「フレンドリー」の発行事業	生涯学習課
[28]	古墳探検隊・親子古墳教室 (森将軍塚古墳館)	ものづくり・博物館見学等を通して歴史に親しみ、古代の生活や郷土の歴史について学ぶ事業。	生涯学習課
[29]	ミニミニ体験コーナー(さらし なの里歴史資料館)	古代人の生活を体験し、肌で感じることで、親しみやすく歴史を学ぶ事業。現代社会を見直す契機ともなっている。	生涯学習課
[30]	公民館ふれあい交流事業	将棋、囲碁教室及び親子クッキング教室などの体験を通じ、地域での居場所づくりや世代間交流などを図る事業。	生涯学習課
[31]	ブックスタート事業	家庭に絵本を贈り、親子で読書に親しむきっかけを創出する事業。7か月児を対象に配布する。5種類の絵本から1冊を選んでもらう。	生涯学習課
[32]	おはなし会事業(1)	低年齢児から、ふれあいの中で読書に興味をもたせる事業。 図書館において「おはなし会」を開催。読み聞かせや工作を通じ、読書活動の推進を支援する事業。	生涯学習課
[33]	おはなし会事業(2)	保育園児の図書館訪問によるおはなし会の開催。 学校へ職員を派遣し、低学年児童対象におはなし会を開催。	生涯学習課
[34]	リーダー研修会(育成会と共催)(青少年健全育成推進事業)	「大池自然の家」で支部子ども会リーダー(6年生)と支部育成会役員が1泊2日で体験研修を行う事業。	生涯学習課
[35]	子ども会情報交換会(育成会と共催)(青少年健全育成推進事業)	次年度の支部子ども会リーダー(5年生)が参加し、支部間の情報交換と交流を活発にし、子ども会による主体的な活動展開を図る事業。	生涯学習課
[36]	スポーツ少年団各種競技大会、交流会開催	スポーツ少年団活動・ジュニアスポーツクラブ等活動の育成支援。スポーツを通じて心身を鍛え、スポーツの理解とマナーの向上を図る。	スポーツ振興課
[37]	ジュニアスポーツ教室(体育協会委託)	スポーツ教室を開催、各種スポーツの理解と体力の向上、スポーツの習慣化を図る。	スポーツ振興課
[38]	ジュニアスポーツ各種大会の開催	スポーツの遊びを理解し、より健康で豊かな生活の実現を図る。	スポーツ振興課
[39]	総合型地域スポーツクラブの設立・運営	特定の種目にこだわらず、レベルや興味に応じて開催する親子スポーツ教室や講習会を通じ、地域の交流の場、また家族のふれあいなどを図る。	スポーツ振興課

オ その他

学校施設の開放をさらに積極的に進めます。

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
[40]	学校施設の開放	学校運営上支障のない施設設備(運動場、教室、会議室等)の開放。	教育総務課

2 子育てを支援する生活環境の整備

ア 良質な住宅の確保

子育て世代がゆとりのある居住空間を確保できるよう、良質なファミリー向け賃貸住宅等の供給を支援します。

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
[41]	市営住宅の供給	住宅に困窮する低所得者に市営住宅を供給する。	建設課

イ 安全・安心なまちづくりの推進

親子が安全に、安心して外出できるように、道路・公園・防犯灯・公共交通機関・公的施設等の整備やバリアフリー化を推進します。

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
[42]	歩道整備	歩道の拡幅整備と歩道の新設を推進する事業。	建設課
[43]	歩道のバリアフリー化	路面の整備と段差の解消により、バリアフリー化を推進。	建設課
[44]	反射鏡の設置	危険な箇所から計画的に反射鏡を設置。	建設課
[45]	都市(計画)公園整備事業	都市公園条例に基づき、計画的に整備する。	都市計画課
[46]	防犯灯の設置・更新	地域づくり計画に基づき、防犯灯を設置。住民が安心して暮らせる環境整備。	生活安全課
[47]	千曲市コミュニティ振興対策事業	「千曲市コミュニティ振興対策事業補助金交付要綱」に基づき、手作り広場・子育て支援広場・児童遊具等整備事業等に対して助成を行う事業。	企画課

家庭が育つ

1 母親と子どもの健康の確保と増進

ア 子どもや母親の健康の確保

妊娠期～出産期、新生児期～乳幼児期を通じて、母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診、乳児訪問、妊婦教室等を開催し、母子保健の充実を図ります。各種健診の場を活用して子どもの成長発達に応じた相談・指導等育児支援を実施し、妊娠から継続した支援体制の整備を進めます。

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
[48]	予防接種の実施	「予防接種法」及び「感染症法」に基づく予防接種の実施。 集団予防接種：二種混合 個別予防接種：四種混合（三種混合、ポリオ）、麻しん、風しん、MR、日本脳炎、BCG、ヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がん、水痘	健康推進課
[49]	母子健康手帳交付	妊婦を対象とした母子健康手帳の交付・使用説明。	健康推進課
[50]	妊婦一般健康診査事業	妊婦を対象に妊婦一般健康診査票交付・受診推奨。	健康推進課
[51]	たまご教室	妊婦を対象に①妊娠中の健康管理②栄養について③歯の健康についての教室を開催。	健康推進課
[52]	4か月未満児訪問指導（赤ちゃん訪問）	生後4か月までの乳児のいる家庭に保健師が全戸訪問をし、生育、育児に関する相談支援。	健康推進課
[53]	3か月児健康診査	問診・身体計測・小児科診察・育児、栄養、歯科に関する相談支援。	健康推進課
[54]	7か月児離乳食・歯科相談	問診・身体計測・離乳食、歯科に関する相談支援。	健康推進課
[55]	10か月児相談	問診・身体計測・離乳食、歯科に関する相談支援。	健康推進課
[56]	1歳6か月児健康診査	問診・身体計測・内科診察・歯科診察・育児、栄養、歯科に関する相談支援。	健康推進課
[57]	2歳児歯科健診	問診・身体計測・歯科診察・育児、栄養、歯科に関する相談支援。	健康推進課
[58]	3歳児健康診査	問診・身体計測・尿検査・内科診察・歯科診察・育児、栄養、歯科に関する相談支援。	健康推進課

[59]	心理発達相談・言語相談	心理発達相談員・言語聴覚士による個別相談。	健康推進課
[60]	フッ化物洗口	市内全保育園・幼稚園年長児、全小学校児童を対象に歯科保健指導・ブラッシング指導・フッ化物洗口を実施する。	健康推進課
[61]	育児相談	乳幼児を対象に身体計測、育児に関する相談支援。	健康推進課
[62]	すくすく広場(遊びの教室)	乳幼児の成長発達及び母親の育児不安に対する支援。	健康推進課
[63]	不妊治療費助成事業	本市に1年以上在住の夫婦を対象に、年1回対象経費の1/2以内(20万円を限度)通算 50 万円として助成金を交付(第2子以降も対象)。	健康推進課

イ 食育の推進

乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、あるいは食を通じた豊かな人間性の形成や家族関係づくりを通して、児童の心身の健全育成を図ります。特に、保健分野や教育分野、産業分野などが連携しつつ、児童の発達段階に応じた「食」についての学習の機会や情報提供を進めるとともに、各種施設の調理室等を活用した食事づくりの体験教室など、子どもが参加する活動の取り組みを進めます。

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
[64]	農作業体験づくり	地元の農畜産物を地元で消費することを推進し、安全・安心な農畜産物の供給とともに、地元JA・青果店等と連携しながら保育園・小中学校に地域食材を提供できる体制づくりを推進する。また、農業や郷土料理など地域の食文化に対する関心を高めるため、農作業体験や親子料理教室を開催する。	農林課
[65]	乳幼児健診時の食育指導	乳幼児健診・相談時(3か月・7か月・1.6歳・2歳・3歳)に、母親を対象に食育指導を実施。	健康推進課
[67]	園児を対象とした食育指導	園児を対象に、農業体験、調理体験、保育園給食、栄養士による成長・発達と食事の指導等、食育指導を実施。	こども未来課
[68]	食育学習会	保育園児の保護者対象の講演会・食育学習会を開催。	こども未来課
[69]	個別相談	母親を対象に、栄養士による子どもの栄養・食事に関するグループ相談・個別相談等を実施。	こども未来課
[70]	「保育園給食だより」の配布	給食だよりの作成・配布。	こども未来課

[71]	保育園給食の安全・衛生管理	保育園給食で、安全、安心な農畜産物が安定供給できるよう給食材料仕入れ業者との連絡会議や給食担当者会議を開催。	こども未来課
[72]	成長・発達と食事の指導等	児童、生徒を対象に、栄養士により成長・発達と食事の指導等、食育指導(食教育)を実施。	学校給食センター
[73]	「給食センターだより」の配布	「給食センターだより」の作成・配布。	学校給食センター
[74]	地産地消推進事業	学校給食において地元の農畜産物を地元で消費することを推進し、安全・安心な農畜産物を供給するとともに、給食献立に郷土料理等取り入れ、食育の推進を図る事業。	学校給食センター

エ 小児医療の充実

子どもが健やかに育つために、安心して受診できる小児救急医療の拡充に積極的に取り組みます。

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
[76]	小児医療	現在、市外半径 20 km以内に総合病院が3か所あり、夜間救急医療には病院群、輪番制で二次医療として対応している。今後さらに、市内に救急小児医療が整備できることが望ましい。	健康推進課
[77]	福祉医療(乳幼児等)	中学校3年生までの乳幼児等に対して医療費を支給する。	健康推進課

2 職業生活と家庭生活との両立

ア 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等

すべての人が、仕事と家庭生活のバランスがとれるよう、自らの働き方を見直し、また、仕事優先の考え方や、性別による固定的な役割分担意識や慣行を解消することが重要であり、国・県、関係団体と市が連携を図りながら、労働者と民間企業、地域住民等の意識改革を進めるため、広報・啓発、研修、情報提供等を積極的に進めます。

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
[78]	講演会・講座等の開催	家庭や地域において、男女共同参画を進めるための意識啓発や、男性が育児・家事等へ参画しやすい環境づくりを進める。	人権政策課
[79]	育児休業制度や介護休業制度の広報、啓発活動	制度の普及・啓発を行う。	産業振興課
[80]	労政事務所との連携	労働相談のための機関紹介。	産業振興課
[81]	ハローワークとの連携による就職支援事業	地域職業相談室等における就業情報・相談の充実と就職面接会の開催。	産業振興課
[82]	企業情報の発信事業	企業ガイドながの(冊子・web)作成支援と内容の充実を図る。	産業振興課
[83]	若者、子育て世代の就労・再就職に向けた相談業務	国及び県の就労支援機関との連携を強化し、有資格者による市内での開催。	産業振興課
[84]	就労活動サポート事業	求職中の方を対象とした、就職活動に必要なスキル習得を目的とした講座。	産業振興課

イ 仕事と子育ての両立の推進

仕事と子育ての両立支援のため、体制・制度の整備を図るとともに、その広報・意識啓発・情報提供、国・県や関係団体との連携を積極的に進めます。

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
[85]	ファミリー・サポート・センター事業	(再掲[2])	こども未来課
[86]	放課後児童健全育成事業	(再掲[3])	生涯学習課 教育総務課
[87]	日曜保育事業	(再掲[4])	こども未来課
[88]	通常保育事業	(再掲[15])	こども未来課
[89]	延長保育促進事業	(再掲[16])	こども未来課
[90]	乳児保育促進事業	(再掲[18])	こども未来課
[91]	商工団体・関係機関と連携、労働基準法・育児休業制度等の啓発	男性・女性が共に職場における責任と家族の一員としての責任を果たしながら仕事を継続でき、職場において、母性が尊重され、働きながら安心して子どもを産み育てられるよう、男女共同参画社会づくりを推進する。	人権政策課

子どもが育つ

1 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

ア 次代の親の育成

男性と女性が協力して家庭を築き、子どもを産み育てることの大切さについて、関係分野が連携してその教育・広報・啓発に取り組みます。

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
[92]	講演会・講座等の開催	(再掲[78])	人権政策課
[93]	千曲市総合教育センター管理運営事業	児童、生徒の学力向上と情報教育の推進、教職員研修と教育相談の実施。市民の学習支援。	教育総務課

イ 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

次代の担い手である子どもたちが、個性豊かにのびのびと育つよう、確かな学力の向上、豊かな心の育成、健やかな身体の育成、信頼される学校づくり、幼児教育の充実等のため、教育環境の整備に努めます。

(ア) 確かな学力の向上

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
[94]	学力向上推進等委員会事業	学力向上推進委員会、教育ICT活用推進委員会の開催。	教育総務課
[95]	学校教育人材支援事業	特別支援教育支援員、補助教員、図書館司書等の配置。	教育総務課

(イ) 豊かな心の育成

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
[96]	不登校対策事業	教育相談センターを拠点とした相談指導。 教育支援室を中心に、発達障がい児等への幼児期からの継続支援及び家庭への支援を行う。 小学校中間教室及び各中学校中間教室に適応指導員を配置するとともに、スクールカウンセラーを活用し、相談支援を図る。	教育総務課

[97]	みどりの少年団活動の支援	みどりの少年団の結成を促進し、活発な活動を展開してもらうため支援する。①学習活動、緑や森林を守り育てる学習、動植物の観察や愛護の学習、②奉仕活動、緑化事業への参加、公共用地の美化整備活動。	農林課
[98]	森林体験事業の推進	林業体験を通して、身近な森への関心を高め、健全な森づくりの必要性を認識してもらう。	農林課
-	キャリア教育推進事業	職場体験等を通じて、子ども達の社会的、職業的自立に必要な能力や態度を育成する。	教育総務課

(ウ)健やかな体の育成

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
[99]	児童・生徒健康管理事業	学校保健設備、健康管理の充実と環境整備。	教育総務課

(エ)信頼される学校づくり

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
[100]	開かれた学校づくり事業	学校評議員・スクールサポーター・ボランティア制度、学校広報・広聴の実施。家庭・地域と連携した学校運営。学校施設の開放。教職員の研修。	教育総務課

(オ)幼児教育の充実

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
[101]	幼稚園就園奨励費補助事業	私立幼稚園に就園する児童の家庭に対し、保育料の一部を補助し経済的な援助を行う。	こども未来課
[102]	幼稚園運営補助事業	私立幼稚園に対し、運営にかかる経費の一部を支援。	こども未来課

(カ)教育環境の整備

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
[103]	校舎改築・改造事業	校舎改築、大規模改造事業の実施。耐震診断による計画的な施設整備。	教育総務課
[104]	施設整備事業	学校情報設備の整備。教育内容に合わせた施設設備の整備。学校図書館コンピュータシステム導入。	教育総務課
[105]	教材設備等事業	発達段階に応じた各種教材の整備。	教育総務課

ウ 家庭や地域の教育力の向上

子どもを地域全体で育てるという視点から、学校、家庭、地域が連携して、家庭や地域の教育力を総合的に高めることを目指します。家庭教育は、基本的生活習慣や社会的なマナー、自制心、自立心などを育成する上で重要な役割を果たすことから、さまざまな機会を通じて、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習の機会や情報提供を進めます。また、地域住民と関係機関が協力して、地域の資源を活用した地域の教育力の向上を図ります。

(ア)家庭教育への支援の充実

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
[106]	子育てひろば運営事業	(再掲[8])	こども未来課
[107]	地域子育て支援センター事業	(再掲[10])	こども未来課

(イ)地域の教育力の向上

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
[108]	科学に親しむ教室(子どもプラン事業)	(再掲[25])	生涯学習課
[109]	子ども広場(子どもプラン事業)	(再掲[26])	生涯学習課
[110]	古墳探検隊・親子古墳教室(森將軍塚古墳館)	(再掲[28])	歴史文化財センター
[111]	ミニミニ体験コーナー(さらしなの里歴史資料館)	(再掲[29])	歴史文化財センター
[112]	公民館ふれあい交流事業	(再掲[30])	生涯学習課

(ウ)家庭や地域での男女共同参画の推進

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
[113]	男女共同参画意識づくりの推進のための講演会・講座等の開催、情報提供・啓発	(再掲 [78])	人権政策課

エ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

街中の子どもを取り巻く有害環境に対し、関係機関・団体やPTA、ボランティア、地域住民が連携・協力して、関係業界に自主的措置を働きかけるなどの取り組みを進めます。

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
[114]	街頭補導活動(直接的活動)(少年補導センター運営事業)(重点)	ぐ犯・不良行為少年を早期に発見、注意、助言、指導するなど、その非行を未然に防止するため活動。補導委員が定期的に巡回。	生涯学習課
[115]	社会浄化活動(間接的活動)(少年補導センター運営事業)(重点)	青少年非行の助長及び非行の誘引となる恐れのある社会環境等について、地域社会の意識改革を促すための活動。全国月間(7月・11月)に併せ、店舗等でチェック活動。	生涯学習課

2 子ども等の安全の確保

ア 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るため、警察・保育園・学校・児童館・関係機関等が連携して、総合的な交通事故防止対策を推進します。

(ア)交通安全教育の推進

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
[116]	交通安全教室への協力	保育園や学校での交通安全教室への協力。	生活安全課
[117]	交通安全市民大会での活動	交通安全市民大会において啓発及び実技指導。	生活安全課

(イ)その他(児童・生徒に対する支援)

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
[122]	交通安全等ボランティア活動	学校付近や通学路でボランティアによるパトロール活動を推進。	教育総務課
[118]	交通安全資材の提供	交通安全資材の提供。小学校入学児童にランドセルカバー配布。	生活安全課
[119]	交通災害共済加入	交通災害共済加入金の公費負担。	生活安全課

イ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換、連携したパトロール活動の推進、子どもが犯罪等にあったときの緊急避難場所等の設置を推進します。

(ア)住民の自主防犯行の推進

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
[120]	防犯診断	地区防犯指導員による防犯診断(防犯パトロール)等の実施。	生活安全課
[121]	防犯パトロール	地区のお祭り等イベント時における防犯パトロールの実施。	生活安全課

3 きめ細かな取り組みの推進

ア 児童虐待防止対策の充実

児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長を促すためには、発生予防から早期発見、早期対応、保護・支援ができるよう、継続した総合的な支援を地域住民と連携した、虐待防止ネットワークを活用して取り組みます。

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
[123]	虐待の早期発見と予防	健康相談、健康診断、訪問指導等あらゆる機会において児童虐待の早期発見に努め、保護者の悩みや不安を解決するための相談窓口となり、関係機関と連携し支援する。	健康推進課
[124]	4か月未満児訪問指導	4か月未満児訪問指導に合わせて虐待リスクの早期発見と支援を行う。	健康推進課
[125]	虐待に関する相談の充実	関係機関と連携し、家庭児童相談員及びケースワーカーによる児童虐待に関する相談・指導を実施。	こども未来課
[126]	千曲市虐待防止ネットワーク会議の活用	関係機関との情報の共有化及び連携強化に努め虐待の実態把握、サポート及び啓発活動。	こども未来課
[127]	要保護児童等対策部会	地域における相談、連絡体制を一層強化し、早期発見、早期対応に努めるため、関係者、関係機関によるネットワークを設置、運営。	こども未来課

イ 母子家庭等の自立支援の推進

離婚等の増加により母子家庭等が急増している中、きめ細かな福祉サービスと自立・就業の支援に視点を置きつつ、地域の母子家庭等の現状を把握しながら、総合的な支援の取り組みを図ります。

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
[128]	要保護・準要保護児童生徒就学援助事業	経済的理由により就学困難な児童・生徒に対する、教育の機会均等の精神に基づく就学援助。	教育総務課
[129]	母子家庭等の親への自立、就業支援	母子家庭等の親に対する自立、就業の支援。	こども未来課
[130]	児童扶養手当の支給	「児童扶養手当法」に基づく手当の支給。	こども未来課
[131]	母子・父子家庭、父母のいない児童に対する医療費の支給	「千曲市福祉医療費給付金条例」に基づく医療費の支給。	健康推進課
[132]	母子相談員の設置	母子・父子家庭の母等の各種相談等に応じ、悩み事の解決や自立を促進。	こども未来課
[134]	交通災害遺児等援助事業	父又は母が交通事故等により死亡した児童へ福祉金の支給。	こども未来課
[135]	母子寡婦福祉資金の貸付け	「母子及び寡婦福祉法」に基づく福祉資金の貸付事業（県事業）に係る受付業務。	こども未来課

ウ 障がい児施策の充実

障がい児の健全な発達を支援し、地域で安心して生活できるように、保健・医療・福祉・教育等、各機関が連携して、総合的な取り組みを推進します。また、保護者に対する育児相談などの支援、保育園や放課後児童健全育成事業等での障がい児の受け入れを推進し、各種の子育て支援事業との連携を図ります。

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
[136] [137] [138]	通級指導教室運営事業 特別支援教育・就学支援事業 教育相談センター事業	言語障害児通級指導教室（ことばの教室）及び発達障害児通級指導教室（笑顔の教室）の設置。 特別支援教育就学支援。教育相談、園・学校訪問の実施。関係機関の職員で組織する相談支援チームによる保護者・学校・園の相談事項に対処。就学相談委員会による適正な就学支援。相談支援関係者連絡会議の開催。	教育総務課

[139]	心身障害児母子通園訓練施設「あすなろ園」の運営	母と子が施設に通園することにより機能回復、言語、情緒などの訓練を施し、児童の健康増進、母親の児童に対する正しい接し方の会得と母子の精神の安定を図り、生きることへの意欲の振起と家庭生活の安定を維持させる。	福祉課
[140]	特別児童扶養手当の支給	「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づく手当の支給(県事業)。	こども未来課
[141]	障害児福祉手当の支給	「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づく手当の支給(県事業)。	福祉課
[142]	社会福祉施設等に入所・通所・通園している障がい児(者)の保護者に対する手当支給	「千曲市社会福祉施設等通所等扶助実施要綱」に基づく手当の支給。	福祉課
[143]	障害児(身体障害者手帳1～4級、療育手帳 A1、A2、B1、特別児童扶養手当1級～2級等)に対する医療費の支給	「千曲市福祉医療費給付金条例」に基づく医療費の支給。	健康推進課
[144]	発達障害児子育て支援事業	在宅の軽度発達障がい児及び家族の生活を支援。	こども未来課
[146]	障がい児保育促進事業	(再掲[19])	こども未来課
[147]	すくすく広場(あそびの教室)	(再掲[62])	健康推進課

工 地域要望等を市政に反映

地区の特性や個性が尊重され、その地区らしい子育て支援策も大切です。市民と行政と地域が協働して、子育て支援に取り組みます。

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
[148]	地域づくり計画制度	地域の要望や意見を市政に反映させるため全区からの要望を一元的に取りまとめる。	企画課

第8章 計画の推進体制

子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを常に把握し、地域における保育・教育・福祉・保健・医療などの関係機関・団体等による活動や子育て支援団体等と、より一層の連携を強化し、地域の子育て支援を進めます。

1 関係機関等との連携

本計画は、福祉、教育、保健・医療、生活など広範囲に関わるものであり、計画の推進にあたっては、行政だけでなく企業や関係団体が連携しながら進めていくことが重要です。

庁内の体制

各施策を効果的かつ確実に進めていくために、福祉、教育、保健・医療をはじめとする関係各部課や関係機関との横断的な推進体制の強化を図ります。

すべての職員が子どもやその家庭の状況に配慮し職務を遂行するよう、知識と意識を高めていきます。

市民・機関との協働

社会全体で子育て支援に取り組むために、家庭、地域、学校、企業、関係団体等が本計画の基本理念を共有し、子ども・子育て支援に主体的な取り組みが行えるよう、計画内容の広報・啓発に努めます。

市の所管によらない関係機関とも連携を強化し、施策に関する問題やニーズを把握しながら計画実施に反映していきます。

国・県との連携

市民に最も近い行政として、子どもやその家庭のニーズを的確に把握し、国や県に対し施策や制度の提案・提言、必要な行政上の措置の要請を行うとともに、近隣市町村とも連携を図りながら施策を推進します。

2 計画の達成状況の点検・評価

子ども・子育て会議の運営

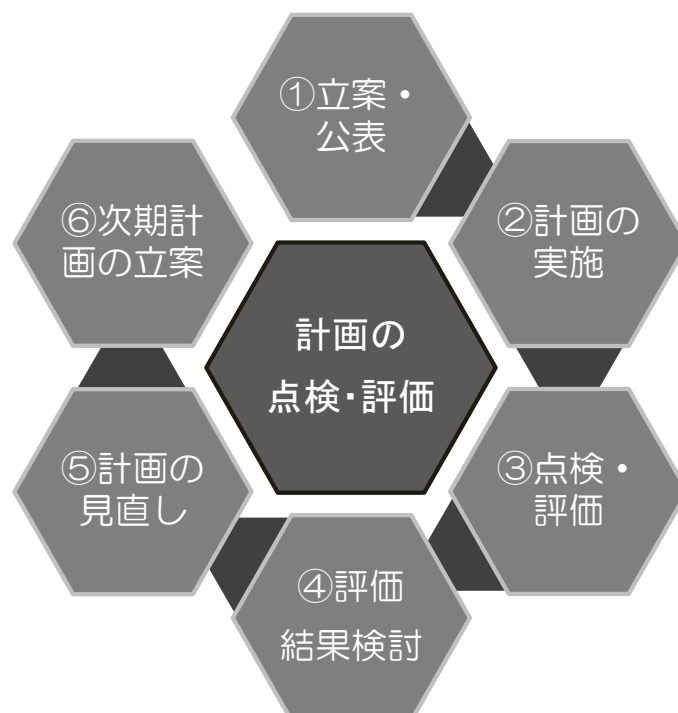
計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標を基に毎年の進捗状況を庁内で点検するとともに、子ども・子育て会議で協議しながら、事業の見直しを含めた着実な推進を図ります。

計画の公表、市民意見の反映

本計画は、市のホームページへの掲載、広報での概略紹介などを行い、取り組みや事業の進捗状況も公表していくことで、市民への浸透を図ります。

また、実施事業やさまざまな活動の現場、家庭への訪問機会や保護者の事業利用・来訪などあらゆる場面を通じての意見・要望把握に努め、利用者の立場に立った施策・事業の推進を図ります。

◆ 計画の達成状況の点検・評価におけるサイクル



資料編

千曲市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、千曲市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について意見を述べるほか、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援(以下「子ども・子育て支援」という。)に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議する。

- (1) 法第31条第2項に規定する特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。
- (2) 法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- (3) 法第61条第7項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 保育関係者
- (3) 教育関係者
- (4) 子ども・子育て支援に関する団体に属する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (6) 公募による者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長が必要と認める場合は、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(専門部会)

第7条 子ども・子育て会議には、必要に応じて、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年1月1日から施行する。

千曲市子ども子育て会議 委員名簿

任期:平成26年3月1日～平成28年2月29日(敬称略、順不同)

選 出 区 分	氏 名	団体名等
子 ども の 保 護 者	前 田 鉄 矢	あかね保育園保護者代表
〃	木 下 真 美	埴生保育園保護者代表
〃	石 坂 和 久	稲荷山幼稚園保護者代表
〃	中 條 智 子	戸倉小学校PTA代表
保 育 関 係 者	水 上 和 子	満照寺保育園長
〃	宮 坂 信 江	あんず保育園長
〃	長 田 洋 子	屋代児童センター長
教 育 関 係 者	大 井 恵 里 子 若 林 学	さゆり幼稚園長(～26年3月31日) さゆり幼稚園長(26年4月1日～)
子 ども ・ 子 育 て 支 援 団 体	岡 村 和 枝	はぐHug代表(子育てサークル)
〃	武 井 美 幸	こぶたクラブ代表(子育てサークル)
学 識 経 験 を 有 す る 者	鹿 田 厚 子	主任児童委員連絡会会長
〃	関 三 枝 子	社会教育委員会委員
公 募 に よ る 者	依 田 弘 子	
〃	瀧 澤 昌 江	
〃	高 松 真 奈 美	

用語解説

用 語	定義・概要
子ども・子育て関連3法	①「子ども・子育て支援法」(以下、この項で「法」という。) ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」(認定こども園法の一部改正) ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」(関係法律の整備法: 児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正)
市町村子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。(法第61条)
幼保連携型認定こども園	学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる(株式会社等の参入は不可)。 (認定こども園法第2条) ※ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育を言い、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育を言う。
子ども・子育て支援	全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援(法第7条)
教育・保育施設	「認定こども園法」第二条第六項に規定する認定こども園、学校教育法第一条に規定する幼稚園及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。(法第7条)
施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所(教育・保育施設)を通じた共通の給付。(法第11条)
特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。(法第27条)

用 語	定義・概要
地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。(法第7条)
地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等(地域型保育事業)への給付。 (法第11条)
特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」を言う。(法第29、43条)
小規模保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。(法第7条)
家庭的保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。(法第7条)
居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。 (法第7条)
事業所内保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。(法第7条)
保育の必要性の認定	保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。 (法第19条) 【参考】認定区分 ・1号認定子ども: 満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)の就学前子ども ・2号認定子ども: 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども) ・3号認定子ども: 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども)

用 語	定義・概要
「確認」制度	給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。（法第31条） ※認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事業は市町村が行う。
地域子ども・子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。 （法第59条）

平成 27 年 3 月

発行:千曲市 編集:千曲市健康福祉部 子育支援課
